

◎監査公表第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、平成28年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、群馬県知事から通知があったので、次のとおり公表する。

平成30年3月6日

群馬県監査委員 丸山幸男
 同 林章
 同 橋爪洋介
 同 星名建市

（下表の番号は、包括外部監査の結果報告書に記載された指摘事項又は意見の番号である。）

総務部

監査結果<指摘事項>	改善措置
<p>1 起案文書の公印押印・施行年月日及び公印・施行区分の記載が欠けていたこと （群馬県私立学校教育振興費補助金ほか61件、17頁ほか） 文書事務の手引では、施行文書に公印の押印をした場合にその年月日を、起案に基づく施行文書を施行した場合にはその年月日をそれぞれ記載するものとされている。また、公印を押印した場合には公印区分を、施行した場合には施行区分を選択して、それぞれ記載するものとされている。しかし、記載漏れの起案文書が多数検出された。 文書事務の正確性確保のため、改めて各部において文書を見直し、記載漏れがないよう徹底すべきである。</p>	<p>平成29年4月から5月にかけて文書事務研修及び文書整理等説明会並びに総務事務システムのお知らせ機能を活用し、回議用紙の適正な記入方法の周知を行い、記載漏れがないよう徹底した。 また、文書センターにおいて発送者が文書発送手続を行う際に、文書センター職員が回議用紙の適正な記入方法を指導徹底している。</p>

意見	改善措置
<p>1 交付先団体の運営と経営状況の確認 （群馬県私立学校教育振興費補助金、17頁） 本件補助金の交付先団体である学校法人Aの運営状況は厳しいとみられる。 補助金額の相当性を検討するためにも、報告書に示されたことが実行されているか等、経営改善状況の確認を十分に行う必要がある。</p>	<p>当該学校法人については、毎年学校調査を実施し、財務状況等を把握しているが、適宜ヒアリング調査を行うなど、引き続き経営改善状況を確認していく。</p>
<p>2 交付対象団体の再考 （群馬県私学団体研修事業費等補助金、21頁） 公益社団法人群馬県珠算連盟が補助対象事業者として挙げられているが、他の私学団体と比較して私学の</p>	<p>近年、習い事が多様化する中で、珠算学校は減少傾向にあるが、県内では平成28年度末において127教室があり、現在も多くの小中学生が通塾している。同法人は国内でも数少ない公益認定を受けた珠算団体であり、小学校の珠算授業に講師を派遣する教育支援事業を行うなど、同法人の事業には高い公益性が認められるが、平成29年度は、補助事業の効果、公平性の観点から、補助金交付の適否について</p>

<p>振興という点からは補助金交付目的との関連性が希薄である。また、珠算に限定して交付していることから、平等性、公平性という点からも問題がある。</p> <p>同連盟に対する補助金交付の廃止も含めて再検討すべきである。</p>	<p>検討を行う。</p>
<p>3 補助額についての検討 (日本私立学校振興・共済事業団補助金、24頁)</p> <p>私立学校教職員共済法に基づき、「補助することができる」として許容するに過ぎないこと、同法に基づき事業団に対する補助金が国庫から支出されていること、その他共済金収入等が存在すること等に鑑み、補助金額の相当性につき、引き続き検討を重ねるべきである。その際には、他の地方公共団体等との比較も行い、補助割合についても、状況に応じて逐一見直しを行うべきである。</p>	<p>補助割合を見直し、平成29年度から補助率を8/1000から7.5/1000に減額した。今後も他県状況を踏まえつつ検討を行う。</p>
<p>4 補助金の廃止の検討 (群馬県私立学校等施設・設備資金利子補給事業補助金、25頁)</p> <p>本件補助金制度開始当初は相当程度重要な意義を有していたが、現在では当初の補助金制度設置目的は果たしていると言える。また、私学振興に関する補助金が多岐にわたっていること、本件補助金の利用件数が減少していることから、本件補助金が存する意義はもはや乏しい。</p> <p>本件補助金の廃止を検討すべきである。</p>	<p>本件補助金については平成29年度限りとし、平成30年度に廃止することとした。</p>
<p>5 実績報告書の提出期限に関する要綱の見直し (群馬県施設型給付費等補助金、28頁)</p> <p>交付要綱では実績報告書の提出時期に関し、「補助事業が完了した日から起算して30日以内の日又は交付決定の日の属する翌年度の4月30日までに…提出しなければならない。」と規定されている。</p> <p>期限に関する文言については、「30日以内…に提出」とするか「30日を経過した日…までに提出」とするのが正確であり、要綱上統一すべきである。</p> <p>また、「交付決定の日の属する翌年度」との文言も不正確であり、「交付決定のあった日の属する年度の翌年度」と改めるべきである。</p>	<p>平成29年4月1日から、交付要綱の期限に関する文言について、「30日以内の日又は交付決定の日の属する翌年度」を「30日を経過した日又は交付決定のあった日の属する年度の翌年度」とし、「当該承認通知を受理した日から30日以内」を「当該承認通知を受理した日から30日を経過した日」と改めた。</p>
<p>6 補助金の目的と補助事業の関係 (群馬県喫煙マナーアップ推進事業補</p>	<p>補助金の目的である「地方財政の経済的向上」と、補助対象事業である「喫煙マナーアップ推進に関する事業」との関係を明確にし、平</p>

<p>助金、31頁)</p> <p>本件補助金の目的は地方財政の経済的向上である。対象となる補助事業には、①喫煙マナーアップ推進に関する事業と②たばこ税の税収確保に関する事業があり、②が目的に適うのは分かるが、①は目的とどのように関係するのか分かりづらく、交付先である群馬県喫煙マナーアップ推進協議会の活動状況は専ら①である。</p> <p>喫煙マナーの向上を通じてたばこの消費量の維持向上を図り、たばこ税の税収増を企図しているならば、その旨を交付要領に明示すべきである。</p>	<p>成29年3月に要領を改正した。</p>
<p>7 補助金の効果 (群馬県喫煙マナーアップ推進事業補助金、32頁)</p> <p>「喫煙マナーを守りましょう。」と印刷されたポリ袋を大量に配布することによりいかなる効果が認められるのか判然としない。</p> <p>配布地域のたばこのポイ捨てが減少した、たばこの売上が増加したなど、何らかの数値が示されないと、効果があったと判断することはできない。支出の効果を具体的に測定することは必要である。</p>	<p>平成28年度から、協議会からの喫煙マナーアップ推進事業実施報告から、補助金対象事業がたばこの売上額の伸びに与える効果を測定することとした。</p>
<p>8 算定方法・上限額・補助対象経費の範囲が定められていないこと (群馬県消防協会事業費補助金、33頁)</p> <p>補助金交付の基準となるべき交付要綱が簡素過ぎることは問題である。毎年予算獲得状況によって交付要綱を改定しなくてよいように概括的に定めているのかもしれないが、予算変動によって交付要綱を改定していく方が補助金執行の実務としては、あるべき姿に近いといえる。</p> <p>算定方法・上限額・補助対象経費の範囲を交付要綱に定めておくべきである。</p>	<p>平成30年度当初予算編成作業に併せて、交付要綱を改正し、補助対象経費の範囲等を明確に定めることとする。</p>
<p>9 補助金額固定化の懸念 (群馬県消防協会事業費補助金、34頁)</p> <p>算定方法・上限額・補助対象経費の範囲が交付要綱上は明確に定められていない上、直近5年間において予算額と執行額も同額で一定となっている。</p> <p>本件補助金の意義・目的の高度の公益性を考慮しても、予算編成過程の事業評価とは別に本件補助金自体の見直し作業も行うべきである。</p>	<p>予算編成過程の事業評価に加え、平成29年度中に、本件補助金の必要性・相当性を見直しを行うこととする。</p>

<p>1 0 実績報告書に関する要綱の文言の不正確性 (群馬県消防協会事業費補助金、34頁)</p> <p>要綱第7条は、「知事は…補助事業の実績を報告する場合は、実績報告書(様式4)に決算書を添えて、…知事に提出しなければならない。」旨規定しているが、実績報告を行うのは知事ではなく補助事業者であるから、「知事は」を「補助事業者は」に改めるべきである。</p>	<p>平成29年4月1日から、交付要綱の実績報告書の提出に関する文言について、実績報告書の提出者を「知事は」を「消防協会会長は」に改めた。</p>
<p>1 1 補助金の特質の交付要綱への反映 (群馬県防災ヘリコプター運航連絡協議会運営費補助金、35頁)</p> <p>ヘリコプターの運航連絡協議会の設置については、消防庁から都道府県に通知され、運行調整交付金も地方交付税で手当されており、裁量の余地がほとんどない。本件補助金については、県の一般財源で支出する他の多くの補助金と同様の取扱いをすることは無理がある。</p> <p>他の補助金と本質的に異なる交付要綱の定めによるのではなく、本件補助金の特質を反映した交付要綱を作成し、それにのっとって事務を行うことが望ましい。</p>	<p>平成29年度中に、本件補助金の特質を反映した交付要綱に改正することとする。</p>
<p>1 2 補助対象事業の内容・補助金交付の目的の定めがないこと (福祉関係団体運営費補助金(地方職員共済組合群馬県支部運営費補助金)、37頁)</p> <p>交付要綱には補助対象事業の内容・補助金交付の目的に関する定めが見当たらず、「趣旨」として「県は、地方職員共済組合群馬県支部が実施する各種の福祉事業に」「補助金を交付する」との記載があるのみである。</p> <p>本件補助金の位置づけを明確にする意味でも、法令等から導かれる本件補助金の目的を交付要綱上も明らかにしておくことが望ましい。</p>	<p>平成30年度に交付要綱を改正し、本件補助金の目的を交付要綱上で明確にするため、現在改正手続きを進めている。</p>
<p>1 3 交付決定前に支出の効果を検討していないこと (福祉関係団体運営費補助金(地方職員共済組合群馬県支部運営費補助金)、37頁)</p> <p>補助金の交付決定を行うか否かの判断の際に行う支出の効果の検討がなされていない。</p> <p>本件補助金は未だ目的が明確に定められていないため、まずは、交付決定の前段階で、必ず支出の効果を</p>	<p>平成30年度の本件補助金の交付決定時から支出の効果の検討を行うため、現在その方法等について検討している。</p>

検討することを試みるべきである。	
<p>1 4 成果指標が設定されていないこと (福祉関係団体運営費補助金(地方職員共済組合群馬県支部運営費補助金)、38頁) 補助金支出の効果を測定するための具体的な成果指標が設定されていない。 補助金によっては評価を行う上での適切な成果指標の設定が難しいものもあるが、本件補助金の目的や性質がよく検討されることを前提として、可能な限り具体的な成果指標を設定した上で、評価を行うべきである。</p>	平成30年度の本件補助金の交付決定時及び確定時から成果指標の設定及び評価を行うため、現在その方法等について検討している。

企画部

監査結果<指摘事項>	改善措置
<p>9 実績報告書の提出期限 (群馬県海外移住家族会事業費補助金、46頁) 交付要綱で規定した提出期限を過ぎて実績報告書を提出しており、そのことについて特段の合理的理由もない。 期限の徒過はわずかであるが、提出期限の遵守が団体の補助金運用に対する信頼に繋がることからすれば、遵守を求め、さらに遅滞する場合には減額や廃止も検討すべきである。</p>	補助団体に実績報告書の提出期限を厳守するよう指導した。

意見	改善措置
<p>1 5 補助金の必要性についての検討 (一般社団法人理想の都市建設研究会活動費等補助金、43頁) 本件補助金の交付先団体である一般社団法人理想の都市建設研究会は設立から40年以上が経過しているが、政令指定都市の実現に関する効果が明確に現れているとは言い難い。あくまで政令指定都市の実現を目指すというのであれば計画の見直しを行うべきであり、実現可能性も含めて再検討が必要である。県央地域の活性化という目的に終始するのであれば、当初の趣旨とは変容しているから廃止を含めた見直しをすべきであり、県央地域に絞った民間団体に対する補助の必要性、相当性の検討も必要となる。</p>	平成29年度事業計画の策定に当たっては、政令指定都市の実現に向けた取組につながるものとなるよう補助団体に指導を行った。

<p>1 6 実績報告書の提出期限 (在外群馬県人会等活動費補助金、4 5頁)</p> <p>実績報告書の提出時期について、 交付要綱上「事業年度終了後すみや かに」と規定されており、「次の年 度の5月31日まで」とする群馬県 補助金等に関する規則との関係が不 明確である。</p> <p>解釈上の疑義が生じないようにす るためにも、交付要綱で「すみやか に」ではなく、提出期限を明確に定 めるべきである。</p>	<p>交付要綱を平成29年3月30日付けで改正し、実績報告書の提出 期限を明確化した。</p>
<p>1 7 補助金の必要性の検討 (群馬県海外移住家族会事業費補助 金、47頁)</p> <p>群馬県海外移住家族会の収支状況 をみると、繰越金が維持、増加して いる傾向が見られる。</p> <p>過去に補助金額の見直しはされた ものの、平成23年度以降は毎年1 0万円が交付されており、家族会の 事業執行に当たって本件補助金が必要 か否かの検討を更に進めるべきで ある。現地調査も行っていないとの ことであり、県としても家族会の運 営全体について把握し、補助金の支 出を見直す必要があると考えられる。</p>	<p>補助金の必要性の検討や同会の運営状況の適切な把握のため、今年 度から現地調査を実施する。</p>
<p>1 8 イベントの周知が不十分なもの があること (地域力向上事業補助金(吾妻行政県 税事務所)、48頁)</p> <p>村のがっこうはたけ組事業の目的 は、村内外の交流を図り高山村の魅 力を伝えていく点にあるが、全13 回を開催して参加者は延べ89名で あり、第7回、第8回では参加者1 名、または関係者のみであるなど、 目的に照らして良い数字とはいえない。</p> <p>補助金交付目的達成のため、事業 者、市町村とも十分に協議の上、周 知方法について再検討すべきである。</p>	<p>補助採択事業者に対して県等の広報媒体の利用について情報提供す るほか、報道機関への情報提供等について協力を行うなど、今までに も増して事業者との情報共有を図り、効果的な広報を連携して進め る。</p>
<p>1 9 効果測定が不十分であること (地域力向上事業補助金(利根沼田行 政県税事務所)、49頁)</p> <p>猿ヶ京地区地域力向上事業では、 猿ヶ京地域の活性化の一環として、 猿ヶ京温泉を主体とした自然観察 会、ウォーキングイベントなどのメ ンタルヘルスツーリズムを実施して いる。</p> <p>そのようなイベントが補助金交付 目的である地域力の向上に繋がって いるかを判断するためには、当該イ</p>	<p>従来から、事業終了後にその達成状況等の成果報告を義務づけてい るが、効果測定をより実効性のあるものとするため、事業計画の申請 時と実績報告時に、事業者に対する詳細なヒアリングを行う。</p> <p>事業計画申請時においては、地域力向上に繋がると判断できる具体 的な目標指標の設定が行われているかを確認し、実績報告時において は、目標達成状況について明らかにする。</p>

<p>ベントにつき、どのような年齢、性別の参加者がいるのか、収支はどうか、どのような情報から、どの地域から参加しているのか、それらが年度ごとにどのように推移しているか、などの情報を把握することが重要である。</p>	
<p>20 裏付け資料が不十分であること (ぐんま絹遺産保存活用総合支援事業補助金(伊勢崎市・沼田市・藤岡市)、51頁) 本件補助金は各事業に対する事業費補助であるから、補助対象事業の経費がいくらであったのかは最大の関心事項となる。実績報告書上は数字があがっており、請求書が添付されているものの、領収証の写しが添付されていないものがあった。 実際の支出の裏付け資料としては領収証がより正確であり、補助金支出に当たって当然に必要となる資料であるから、裏付け資料として領収証の写しの提出を求めるべきである。</p>	<p>県から市町村への補助金であるため、これまでは市町村の支出命令書や検査調書で実施の確認を行っていた。監査を受けた案件は、振込日の記載がされていない支出命令書や検査調書で確認を行っていたが、振込日の記載及び市会計局の検査印がある支出命令書で確実に確認を行うこととした。 なお、市町村が行った支出について、市町村の支出命令書等で確実に確認を行うことから、領収証の写しの添付については不要と判断した。</p>

生活文化スポーツ部

<p>監査結果<指摘事項></p>	<p>改善措置</p>
<p>12 暴力団排除措置の徹底 (群馬県同和問題啓発・自立支援事業費補助金ほか22件、57頁ほか) ①交付要綱に暴力団排除規定を設けていないもの、②交付要綱に暴力団排除規定を設けたものの、交付先等から誓約書を取っていないもの、③交付先等から誓約書を取っていたものの、交付要綱に暴力団排除規定を設けていないもの、④直接補助事業者からは誓約書を取っていたものの、間接補助事業者については暴力団排除規定を設けておらず、県も直接補助事業者においても間接補助事業者から誓約書の提出を受けていないものがあった。 交付要綱に暴力団排除規定を改めて整備し、誓約書を求めるなど、徹底を図るべきである(①②③)。また、間接補助事業者についても確認を行える体制を整えるべきである(④)。</p>	<p>平成29年4月17日付け「平成28年度包括外部監査の結果報告に対する改善措置について」により、以下のとおり排除措置を講ずるよう徹底した。 ・交付要綱の補助金の相手方とする要件を定める規定及び申請書等の様式に、暴力団排除に関する規定を盛り込むとともに、補助事業者から暴力団等に該当しない旨の誓約書の提出を求める等、必要な対応を行うこと。 ・間接補助金については、間接補助事業者から暴力団等を排除する措置を講ずる規定を交付要綱等に設けること。</p>

<p>意見</p>	<p>改善措置</p>
<p>21 領収証の宛名の誤り (群馬県更生保護協会に対する県費補</p>	<p>平成28年度分は、領収証の宛名は、補助金確定検査時に帳簿書類と共に確認し、誤りがないことを確認済みである。</p>

<p>助金、55頁)</p> <p>本件補助金は、①社会を明るくする運動啓発事業と②保護司活動助成事業の2事業を対象としている。領収証をみると、①において補助対象とされた支出の領収証の名宛人が保護司会連合会である事態が見られた。②のとおり更生保護法人群馬県更生保護協会が直接保護司会にも補助金を支出していることを考えれば、実質的に見て二重の補助ともなり得る可能性が潜在している。</p> <p>実際は連合会からの二重の補助はなく、単なる領収証の宛名誤りであるが、二重の補助への疑義が生じかねないよう、継続的に確認・指導を行うべきである。</p>	<p>今後、領収証の宛名を誤ることのないよう、継続的に確認・指導する。</p>
<p>22 補助金の見直しが不十分であること (群馬県隣保館連絡協議会県費補助金、59頁)</p> <p>県内隣保館における研修会費として25万5000円を長期間に渡り交付してきた。</p> <p>しかし、市町村の負担金をはじめ、隣保館関係機関からの一定程度の負担金がみられ、県の補助金が毎年度定額で実情に即した変動がみられないことなどから、補助金の必要性・相当性に関する検討が不十分と見ざるをえない。</p>	<p>平成27年度に補助金額の見直しを行い、平成28年度から21万円に減額し交付しており、今後も補助金のあり方を検討していく。</p>
<p>23 実績報告の裏付け確認が不十分であること (群馬県人権擁護委員連合会活動促進費補助金、61頁)</p> <p>実績報告書の提出が求められるのは、補助金が事業執行に当たって適正に運用されたことを確認するためであるから、その収支に関し裏付けの確認が必要となる。</p> <p>現地調査を行えないという現状があるのであれば、相応して実績報告書の提出に当たって一定程度の収支に関する裏付け資料の提出を求めるべきである。</p>	<p>平成28年度末に現地調査を実施し、事業実績に係る収支に関する書類の確認を行った。</p>
<p>24 補助対象団体の経営状況の改善に努める必要があること (群馬交響楽団運営費等補助金、63頁)</p> <p>群馬交響楽団は極めて厳しい経営状況であり、協議を行ったり、群馬交響楽団のあり方に関する懇談会で検討しているが、さらなる努力を重ねて改善を試みる必要がある。</p>	<p>群馬交響楽団のあり方について、引き続き、関係機関で協議を進め、経営状況の改善に努める。</p>
<p>25 交付先の規定に関する要綱見直しの必要性</p>	<p>平成29年度中に本要綱を廃止し、新たに要綱を制定する。</p>

<p>(芸術文化団体等補助 (みやま文庫)、66頁)</p> <p>補助金開始当初とは状況が変化し、現在では2団体のみを対象としているが、要綱上は2団体に限定するものではなく、広く一般的に要件を充足する事業を対象としている以上は、補助金交付の公平性、平等性の観点から広く周知活動を行う必要がある。</p> <p>そうではなく、今後2団体に限定するのであれば、要綱を改正して2団体のみを名宛人とするか、本件補助金を廃止して別途新たに補助金を創設することが望ましい。</p>	
<p>26 要綱の見直しの必要性があること (芸術文化団体等補助 (関信越音楽協会)、68頁)</p> <p>補助金開始当初とは状況が変化し、現在では2団体のみを対象としているが、要綱上は2団体に限定するものではなく、広く一般的に要件を充足する事業を対象としている以上は、補助金交付の公平性、平等性の観点から広く周知活動を行う必要がある。</p> <p>そうではなく、今後2団体に限定するのであれば、要綱を改正して2団体のみを名宛人とするか、本件補助金を廃止して別途新たに補助金を創設することが望ましい。</p>	<p>平成29年度中に本要綱を廃止し、新たに要綱を制定する。</p>
<p>27 資金計画に問題があること (芸術文化団体等補助 (関信越音楽協会)、69頁)</p> <p>本件補助金では、全額について、概算払いがなされている。その際、協会から提出された資金計画表によると年度末段階における収支合計が210万円の赤字で計上されている。どのように支出を減らすのかも不明確なまま、資金繰りが破綻するおそれを示す計画を基に概算払いを実行することには問題がある。</p> <p>資金計画について問題がある場合には、改善の方策を問うとともに、改善策が反映された計画を再提出させるべきである。</p>	<p>資金計画について問題がある場合には、改善の方策を問うとともに、改善策が反映された計画を再提出させる。</p>
<p>28 交付要綱の文言の不備 (群馬県スポーツ振興費補助金、75頁)</p> <p>要綱では、「知事は、前条の規定による交付申請書の提出があった場合には、その内容を審査の上、補助金の交付を決定し、交付決定通知書を補助事業対象者に通知するものとする。」と規定している。</p>	<p>平成29年度から当該補助金に係る交付要綱第5条の「交付決定通知書を補助事業対象者に通知する」を「交付決定通知書を補助事業者に交付する」に改めた。</p>

<p>「通知書を…通知する」との点について、「通知書を…交付する」又は「決定を…通知する」と改めるべきである。</p>	
<p>29 領収証が混在していること (全日本実業団対抗駅伝競走大会競技関係費補助金、80頁) 実績報告書と共に提出された本事業に関する領収証につき、日本実業団陸上競技連合を名宛人とするものと、群馬陸上競技協会を名宛人とするものが混在していた。 後者は前者を構成する組織であるが、本件補助金が後者を事業主体とするものである以上、領収証の名宛人についても統一されなければならない。</p>	<p>平成29年度から領収証の宛名を統一するよう、指導を徹底する。</p>
<p>30 補助金の効果測定を充実させるべきこと (全日本実業団対抗駅伝競走大会競技関係費補助金、81頁) 過去5年間にわたり550万円の定額補助が続いており、具体的に補助金がどの程度実を挙げ、どのような効果をもたらしているのかについて、必ずしも把握できていない状況といえる。 一定の成果指標を設けて効果測定を行うなど、多岐に及ぶ本件補助金ももたらす効果を整理して提示できるようにしておくべきである。</p>	<p>平成29年度から成果指標（テレビ視聴率、沿道観戦者数）を設定し、効果を整理する。</p>

こども未来部

監査結果<指摘事項>	改善措置
<p>30 実績報告書の受領時期 (群馬県児童養護施設連絡協議会事業費補助金、100頁) 「補助事業が完了したときは、その日から1ヶ月以内またはその翌年度4月10日のいずれか早い日まで」に実績報告書を提出することとされている。平成27年度の実績報告書は、平成28年4月8日に提出されているが、事業が完了した平成28年3月2日から1か月以内に実績報告書を提出するよう求めるべきであると考えられるが、補助金の対象事業の実施日が毎年変動するため、年度末である3月31日を「補助事業が完了したとき」と捉え、翌年度の4月10日までに事業実績報告書の提出を受けている。 補助事業の完了日を正確に把握した上で、完了した日から1か月以内に、実績報告書の提出を受けるべき</p>	<p>平成28年度の事業実績報告書の提出から、補助事業完了日を正確に把握した上で、完了日から1か月以内に提出を受けた。</p>

<p>である。また、事業が完了した日から1か月以内に実績報告書の提出を受けることが困難であれば、要綱を改正し、提出期限を一律に「交付決定を行った日の属する会計年度の翌年度の4月10日」とするのが望ましい。</p>
--

意見	改善措置
<p>3.1 実績報告書の提出期限 (ぐんま地域活動連絡協議会運営費補助金、83頁) 事業実績報告書の提出期限が「補助事業が完了した場合、すみやかに」と定められていることについて、無用な解釈の余地のない、一義的で明確な規定とすることが望ましい。</p>	<p>平成29年4月1日付けで、交付要綱の「すみやかに」を「交付決定を行った日の属する会計年度の翌年度4月30日までに」に改めた。</p>
<p>3.2 補助事業の支出の証憑の確認 (ぐんま地域活動連絡協議会運営費補助金、83頁) 実績報告書に添付されている歳入歳出決算書中の支出管理表には、支出の項目やその大まかな内容は記載されているものの、その支出の内訳や詳細については何ら記載されていない。実績報告書の確認について、支出と領収書等の突合は補助金受領団体に委ねており、県としての確認は行っていない。 支出内容の正確性や妥当性を確認するため、補助金対象事業の支出に関する証憑の確認を行うべきである。</p>	<p>平成29年度から団体の会計監査の場に立ち会い、職員が直接レシート等を確認し、支出との突合を図ることとした。</p>
<p>3.3 補助対象団体の範囲 (ぐんま地域活動連絡協議会運営費補助金、83頁) 対象事業は、「ぐんま地域活動連絡協議会」が実施する事業に限定されている。しかし、同協議会が「県単位で活動を行っている」といっても、同協議会の加盟団体24団体のうちの14団体は太田市と邑楽郡大泉町の2つの市町を拠点としており、児童数の割合も、太田市12.9%、大泉町1.9%である。要件該当性なしに「県単位で活動を行っている」団体といえるかどうかについても異なる見方もできないわけではない。 交付要綱上、対象団体を同協議会に限定するのではなく、交付要件を定めて同団体が要件に該当することを確認する方法に変えることが望ましい。</p>	<p>平成29年4月1日付けで、交付要綱名称を「ぐんま地域活動連絡協議会運営費補助金交付要綱」から「群馬県地域活動団体運営費補助金交付要綱」へと変更し、対象団体となる者として「①母親クラブ等の地域活動団体が県単位で組織化されていること。②児童の健全な育成と福祉の向上を目的とする活動を主として行っていること。いずれの要件も満たすもの」という旨を明記した。</p>

<p>34 実績報告書の提出期限 (群馬県認可外保育施設支援補助金、85頁) 事業実績報告書の提出期限が「事業完了後1か月以内又は翌年度4月10日のいずれか早い日まで」と定められていることについて、無用な解釈の余地のない、一義的で明確な規定とすることが望ましい。</p>	<p>平成29年5月8日付けで、交付要綱の「事業完了後1か月以内又は翌年度4月10日のいずれか早い日まで」を「事業完了後1か月以内又は交付決定を行った日の属する会計年度の翌年度4月10日のいずれか早い日まで」に改めた。</p>
<p>35 実績報告書の提出期限 (群馬県保育士養成所費補助金、87頁) 事業実績報告書の提出期限が「事業完了後1か月以内又は翌年度4月8日のいずれか早い日まで」と定められていることについて、無用な解釈の余地のない、一義的で明確な規定とすることが望ましい。</p>	<p>平成29年5月10日付けで、交付要綱の「事業完了後1か月以内又は翌年度4月8日のいずれか早い日まで」を「事業完了後1か月以内又は交付決定を行った日の属する会計年度の翌年度4月8日のいずれか早い日まで」に改めた。</p>
<p>36 実績報告書の提出期限 (青少年保護育成対策推進事業補助金、89頁) 事業実績報告書の提出期限が「翌年度4月30日まで」と定められていることについて、無用な解釈の余地のない、一義的で明確な規定とすることが望ましい。</p>	<p>平成29年4月1日付けで、交付要綱の「翌年度4月30日まで」を「交付決定を行った日の属する会計年度の翌年度4月30日まで」に改めた。</p>
<p>37 成果目標による補助金の有効性・必要性の検証 (青少年保護育成対策推進事業補助金、89頁) 本件補助金交付の目的・趣旨は、補助金の交付によって青少年の保護育成に関わる啓発、非行少年の援助活動が行われることであるが、実際に本件補助金により行われているのは、同団体の会報の発行である。会報の配布によって、どのような効果が生み出されているのか不明である。 今後は、具体的な成果指標を設けて効果の測定を行い、補助金の有効性・必要性を検証すべきである。</p>	<p>会報は、年1回発行され、各地区の活動や県全体の活動を掲載することで、全会員の目的意識の統一が図られている。 よって、全会員が参加対象となり、年2回開催されるブロック研修会(県内3ブロックで構成)の参加人数を成果指標とする。</p>
<p>38 実績報告書の提出期限 (青少年育成総合推進事業補助金、91頁) 事業実績報告書の提出期限が「事業完了後1か月以内又は翌年度4月15日のいずれか早い日まで」と定められていることについて、無用な解釈の余地のない、一義的で明確な規定とすることが望ましい。</p>	<p>交付要綱の該当部分を平成29年度中に改正する。</p>
<p>39 成果指標を設定した事業評価 (青少年育成総合推進事業補助金、91頁)</p>	<p>実施事業への青少年育成推進員の参加率を、成果指標として設定し、その達成率を今後の補助基準額の見直しの際に役立てる。</p>

<p>具体的な成果指標は特に設けられていないが、現状における実施事業への参加人数、青少年育成推進員の具体的な活動状況等を把握し、それらの数値をもとに具体的な成果指標を設定していくことは十分に可能である。</p> <p>県として、速やかに実態の把握に務め、具体的な成果指標を設定して事業評価を行い、その評価を今後の補助基準額の見直しの際に役立てるべきである。</p>	
<p>4 0 実績報告書の提出期限 (群馬県青少年育成県民運動推進事業補助金、9 3 頁)</p> <p>事業実績報告書の提出期限が「翌会計年度の4月20日まで」と定められていることについて、無用な解釈の余地のない、一義的で明確な規定とすることが望ましい。</p>	<p>平成29年4月1日付けで、交付要綱の「翌会計年度の4月20日まで」を「交付決定を行った日の属する会計年度の翌年度の4月20日まで」に改めた。</p>
<p>4 1 成果指標を設定した事業評価 (群馬県青少年育成県民運動推進事業補助金、9 3 頁)</p> <p>具体的な成果指標は特に設けられていない。すでに担当部署において把握している標語の認知率、少年の主張群馬大会への参加者数・参加率や、その他、研修会への参加者数等を具体的な成果指標として設定し、事業評価を行うことは十分に可能である。</p> <p>また、補助金受領団体の活動に変化がないにもかかわらず、平成23年度から平成26年度にかけて、補助金額を段階的に引下げられており、今後も活動状況とは無関係に補助金額の引下げが行われれば、これまで十分に成果を挙げている活動さえも実施が困難となる事態が生じかねない。</p> <p>そのような事態が生ずることを避けるため、担当部署において、具体的な成果指標を設定して事業評価を行い、その評価を今後の補助金額の見直しの際に役立てるべきである。</p>	<p>「少年の主張群馬県大会の参加率」及び「有害図書類がん具類等自動販売機の撤去数」を成果指標として設定した。また、その達成率を今後の補助金額の見直しの際に役立てる。</p>
<p>4 2 実績報告書の提出期限 (群馬県青少年団体補助金、9 6 頁)</p> <p>事業実績報告書の提出期限が「翌年度の4月10日まで」と定められていることについて、無用な解釈の余地のない、一義的で明確な規定とすることが望ましい。</p>	<p>平成29年4月1日付けで、交付要綱の「翌年度の4月10日まで」を「交付決定を行った日の属する会計年度の翌年度の4月10日まで」に改めた。</p>
<p>4 3 補助金交付の相手先の明確化 (群馬県青少年団体補助金、9 6 頁)</p> <p>相手先が「知事が認める青少年団体」に限定されているが、いかなる</p>	<p>交付要綱に補助対象者の規定を加え、平成29年4月1日付けで改正した。</p>

<p>団体が「知事が認める青少年団体」に該当するのか要綱に定めがない。</p> <p>現在、交付を受けている群馬県青少年団体連絡協議会及び群馬青友会に限定されていると受け取られかねないので、「知事が認める青少年団体」とは、いかなる団体を指すのか、要綱上できるだけ明確にした上で、本件補助金の情報に県民がアクセスできるよう工夫することが望ましい。</p>	
<p>4 4 補助対象事業の明確化 (群馬県青少年団体補助金、96頁)</p> <p>補助金対象事業について交付要綱では、「補助対象事業は、次に掲げるとおりとする。(1)…。(2)…。」と定められているが、(1)又は(2)のいずれかに該当すればよいのか、又は(1)及び(2)のいずれの要件も満たさなければならないのか判然としない。</p> <p>実際には、補助対象事業となるには、(1)及び(2)のいずれの要件も満たす必要があるため、交付要綱を、「補助対象事業は、次のいずれの要件も満たすものとする。」などの表現に改め、できるだけ補助対象事業の明確化を図るべきである。</p>	<p>平成29年4月1日付けで、交付要綱の「補助対象事業は、次に掲げるとおりとする」を「補助対象事業は、次のいずれの要件も満たすものとする」に改めた。</p>
<p>4 5 類似する補助金の相互関係の整理 (群馬県青少年団体補助金、97頁)</p> <p>「青少年」に関連する団体に対する補助金として、県教育委員会所管のものともども未来部所管のものが存在しており、いずれの補助金も、「青少年」を対象としたものであるが、補助対象事業の一部が異なっている。</p> <p>上記2つの補助金について、それぞれ異なる役割をより一層明確に設定し、利用者に分かりやすく、公権力による社会教育への介入に制限を設けている我が国の教育委員会制度の趣旨を損なわないものであることが外部からも容易に把握できるように整理されることが望ましい。</p>	<p>事業の実施にあたり重複して補助金を支出することのないよう、県教育委員会生涯学習課と連絡調整を密に行う。</p>
<p>4 6 実績報告書の提出期限 (群馬県児童養護施設連絡協議会事業費補助金、100頁)</p> <p>事業実績報告書の提出期限が「補助事業が完了したときは、その日から1ヶ月以内またはその翌年度4月10日のいずれか早い日まで」と定められていることについて、無用な解釈の余地のない、一義的で明確な規定とすることが望ましい。</p>	<p>平成29年度から交付要綱の事業実績報告の提出期限の部分について「補助事業が完了したときは、その日から1ヶ月以内またはその翌年度4月10日のいずれか早い日まで」を「事業完了後1ヶ月以内または交付決定を行った日の属する会計年度の翌年度4月10日のいずれか早い日まで」と改めた。</p>

<p>47 補助金対象事業の支出に関する証憑の確認 (群馬県児童養護施設連絡協議会事業費補助金、101頁)</p> <p>実績報告書に添付されている決算書には支出の項目やその大まかな内容は記載されているものの、その支出の内訳や詳細については何ら記載されていない。どのような費目にいくら支出したのかについて担当部署が口頭にて説明を求めているのみで、領収書等の証憑の確認は行っていない。</p> <p>支出内容の正確性や妥当性を確認するため、補助金対象事業の支出に関する証憑の確認を行うべきである。</p>	<p>平成28年度の事業実績報告書の提出から、領収書等の証憑の確認を行った。</p>
<p>48 実績報告書の提出期限 (群馬県里親の会補助金、102頁)</p> <p>事業実績報告書の提出期限が「補助事業が完了したときは、その日から1ヶ月以内またはその翌年度4月10日のいずれか早い日まで」と定められていることについて、無用な解釈の余地のない、一義的で明確な規定とすることが望ましい。</p>	<p>平成29年度から交付要綱の事業実績報告の提出期限の部分について「補助事業が完了したときは、その日から1ヶ月以内または翌年度4月10日のいずれか早い日まで」を「事業完了後1ヶ月以内または交付決定を行った日の属する会計年度の翌年度4月10日のいずれか早い日まで」に改めた。</p>
<p>49 補助金対象事業の支出に関する証憑の確認 (群馬県里親の会補助金、103頁)</p> <p>実績報告書に添付されている決算書には支出の項目やその大まかな内容は記載されているものの、その支出の内訳や詳細については何ら記載されていない。内容が不明な点に関して担当部署が説明を求める等しているのみで、領収書等の証憑の確認は行っていない。</p> <p>支出内容の正確性や妥当性を確認するため、補助金対象事業の支出に関する証憑の確認を行うべきである。</p>	<p>平成28年度の事業実績報告書から、領収書等の証憑の確認を行った。</p>
<p>50 支出項目の確認 (群馬県里親の会補助金、103頁)</p> <p>実績報告書に添付されている決算書中の支出管理表には、支出の項目やその大まかな内容が記載されており、その中には「里親」との関係が不明確な研修費も計上されているが、担当部署ではどのような費目にいくら支出したのかについて口頭にて説明を求めているのみで、領収書等の証憑の確認は行っていない。</p> <p>今後、対象事業の支出に関しては、不明なものについてはその都度確認し、確認した内容は事後的に把握できるよう、聴取内容を書面に残すなどしておくべきである。</p>	<p>平成28年度の事業実績報告書から、領収書等の証憑の確認を行った。聴取内容を書面に記録して保管した。</p>

健康福祉部

監査結果<指摘事項>	改善措置
<p>36 実績報告書の提出を受ける時期 (群馬県医学会事業補助金、108頁)</p> <p>実績報告書は、平成28年4月7日に提出されているが、本件補助金の対象事業である群馬県医学会は、平成27年12月12日には終了している。医学会のプログラム印刷費を支払った平成27年12月25日以降支出された経費は存在しない。</p> <p>年度末である3月31日を「補助事業が完了したとき」と捉え、翌年度の4月20日までに実績報告書の提出を受けているとのことであった。しかし、実際には3月31日を待たずに補助対象事業が完了していると考えられる。</p> <p>補助事業の完了日を正確に把握した上で、完了した日から2ヶ月以内に、実績報告書の提出を受けるようにすべきである。また、事業が完了した日から2ヶ月以内に実績報告書の提出を受けることが困難な事情があるのであれば、要綱を改正し、提出期限を一律に「交付決定を行った日の属する会計年度の翌年度の4月20日」とするのが望ましい。</p>	<p>医学会終了後も、今後の開催内容を検討する会議を開催する可能性があったことから事業の終了を見極めることが困難であった。したがって、平成29年4月3日付けで要綱を改正し、実績報告書の提出期限を「交付決定を行った日の属する会計年度の翌年度4月20日まで」とした。</p>
<p>50 支出の適切性の確認 (群馬小児アレルギー親の会補助金、128頁)</p> <p>実績報告書によれば、会議の茶菓代とあわせて、「打ち上げ」に要した費用が需用費として計上されているが、「打ち上げ」に要する費用は、需用費には該当しないものと考えられる。</p> <p>提出された収支決算書と領収書の金額が一致しているか否かを確認するだけでなく、需用費には該当しないと考えられるものが需用費として計上されていないかなど、支出の適切性についても確認し、事業に要する経費として計上すべきでない費用が計上されている場合には、修正を求めるべきである。</p>	<p>平成28年度から実績報告書の補助対象経費の支出の適切性を審査するとともに指導を行った。</p>
<p>52 状況報告書の提出期限遵守 (群馬県精神障害者社会適応訓練事業補助金、130頁)</p> <p>協力事業所は、当該月分の指導状況を記載した精神保健福祉協力事業所指導状況報告書を、翌月10日までに提出しなければならないことと</p>	<p>平成28年8月から、本事業を実施している事業者に対しては、事業開始に当たり報告書提出期限を厳守するよう指導しており、これまでのところ、翌月10日までに提出がされている。</p>

<p>定められている。しかし、当該月分の報告書が翌月10日までに提出されていたのは、事業を実施した6か月中2か月だけであった。</p> <p>事業開始時に報告書の提出期限につき教示した上、要綱に定める期限どおりに報告書を提出するよう求めるべきである。</p>	
<p>5 4 交付申請書の記載 (群馬県心身障害児者関係団体補助金Ⅰ、132頁)</p> <p>交付申請書には、補助事業の目的を記載することとされている。しかし、群馬県肢体不自由児者父母の会連合会から提出された交付申請書には、「補助事業の目的」を記載する欄はあるものの、空欄であり、目的は全く記載されていなかった。記載内容に不備のある交付申請書そのまま受け付けて交付決定を行われたことには、手続上の不備があると言わざるをえない。</p> <p>交付申請書には「補助事業の目的」を必ず記載するよう、相手先に対して指導を行うべきである。</p>	<p>当該団体に交付申請書の補助事業の目的を記載するよう指導を行い、平成29年度の申請書には記載があることを確認した。</p>
<p>5 5 実績報告書の提出を受ける時期 (群馬県心身障害児者関係団体補助金Ⅱ、135頁)</p> <p>実績報告書は、平成28年4月20日までに提出されなければならないが、実績報告書の作成日は、同年5月9日であった。これは、同年4月20日までに実績報告書が提出されたが、不備等があったため、返却して修正の上での再提出を求めたためである。実績報告書に誤りや不備等があった場合に修正等を求めるのは望ましいことであるが、それにより、提出期限を徒過するのは本末転倒である。</p> <p>修正等が必要な場合でも、提出期限までに提出されるよう、対象団体に対する指導・助言を行うべきである。また、期限直前に実績報告書の提出がされた場合には、不備等があってもいったん返却をするのではなく、提出された実績報告書を受け付けた上で、別途「訂正書」などの提出を求めることが望ましい。</p>	<p>対象団体に対し、事業完了後速やかに実績報告書の提出を求め、要綱に定める提出期限までに書類が整うよう指導・助言を行うこととする。</p>
<p>5 8 実績報告書の提出を受ける時期 (群馬県心身障害児者関係団体補助金Ⅲ、138頁)</p> <p>実績報告書は、平成28年4月20日までに提出されなければならないが、実績報告書の作成日は同月14日であるものの、その受付日は同月25日であった。これは、同月1</p>	<p>対象団体に対し、事業完了後速やかに実績報告書の提出を求め、要綱に定める提出期限までに書類が整うよう指導・助言を行うこととする。</p>

<p>4日に実績報告書の提出を受けたが、提出されるべき書類が揃ったのが同月25日であったため、その日を受付日としたとのことであった。実績報告書に不備等があった場合に修正等を求めるのは望ましいことであるが、それにより、提出期限を徒過するのは本末転倒である。</p> <p>追加等が必要な場合でも、提出期限までに提出されるよう、対象団体に対する指導・助言を行うべきである。また、期限直前に実績報告書の提出がされた場合には、提出されたときに実績報告書を受け付けた上で、別途「訂正書」などの提出を求めることが望ましい。</p>	
<p>6 1 補助事業と非補助事業の区分 (群馬県精神障害者家族会連合会運営費補助金、140頁)</p> <p>補助事業の経費として、研修会と交流会に要した費用5万5102円が支出されている。この5万5102円は、夜の宴会費用を含めてかかった費用14万5602円のうちの一部を、補助事業の対象経費として補助金受領団体の会計から支出したものである。上記研修会と交流会は補助事業ではなく、同研修会及び交流会の費用合計14万5602円に対して本件補助金を支出すべきではなかったこととなる。</p> <p>補助事業ではない会合に関する支出が補助事業の収支に含めて報告されていることには問題があり、補助事業でない事業の収支は、補助事業収支決算書から除外するか、補助事業の収支とは区分して補助事業収支決算書が作成されるべきである。</p>	<p>平成29年4月1日付けで補助金交付要綱の改正を行い、補助事業ではない支出が、精算書において補助金の交付対象に含まれないよう改めた。</p>
<p>6 6 事業実績報告書の提出期限遵守 (群馬満蒙拓魂之塔慰霊事業補助金、151頁)</p> <p>事業実績報告書を、事業が完了した日から20日以内に提出しなければならないこととされている。しかし、補助事業として実施された合祀慰霊法要が実施されたのは平成27年9月27日であるのに対し、事業実績報告書が提出されたのは平成28年4月15日と、事業完了から約7か月もの期間が経過した後のことであった。</p> <p>事業実績報告書の提出期限を補助金受領団体に教示した上、要綱に定める期限どおりに報告書を提出するよう求めるべきである。また、事業完了から20日以内に事業実績報告書の提出を求めることが困難な事情があるのであれば、その事情を踏ま</p>	<p>①平成28年度実績報告について 実績報告書の期限内の提出を受け、適正に補助金の確定を行った。</p> <p>②実績報告期限について 平成29年4月1日付けで補助金交付要綱の改正を行い、実績報告の期限を「交付決定を行った日の属する年度の次の年度の4月30日まで」又は「事業完了の日から起算して30日以内」に改めた。</p>

<p>えて要綱に定める実績報告書の提出期限を変更すべきである。</p>	
<p>68 補助対象事業の対象経費とすることが不適切な支出 (一般社団法人群馬県食品衛生協会県費補助金、153頁) 補助金受領団体は、指導員研修会費として年90万1116円を支出しており、その全額が、38名の食品衛生指導員が参加した、1泊2日での視察研修のために支出された費用であった。バス代等として旅行会社に支払われた金額が82万6700円と高額であるが、どの部分を補助対象事業の経費として計上し、どの部分を参加者の負担としているのかの内訳は明確にはなっていない。 補助対象事業である研修事業の経費として、社会通念上相当といえるのは、研修会実施のために使用する会場費や、研修会における茶菓や弁当代等に限られると考えられる。宿泊代や宿泊施設での飲食代等の費用は研修事業の経費として相当ではない。 経費として計上されたものについては、具体的な説明を求めるとともに、補助事業の経費とすることが不適切な支出が経費として計上されている場合には、補助事業の経費から除くよう求め、補助対象経費の適切な把握に努めるべきである。</p>	<p>平成29年4月1日に一般社団法人群馬県食品衛生協会県費補助金交付要綱の改正を行い、費目ごとに記載する申請書類内容に変更した。 補助金額の確定時には、提出された書類の審査のほかに、必要に応じて一般社団法人群馬県食品衛生協会の帳簿や領収書等を確認し、補助対象経費として適切であることを確認する。</p>

意見	改善措置
<p>51 成果指標を設定して事業評価を行うべき (民生委員協議会運営費県費補助金、105頁) 民生委員・児童委員の担い手不足の要因には様々なものがあると考えられる。課題は多いと考えられ、本件補助金が設定した目的に対してどの程度有効に活用されたのか、評価する必要性は高い。 本件補助金が目的とするあるべき状態をある程度具体的に設定し、その到達度合いをいくつかの項目を設けた5段階評価方式のアンケート等を活用することで、何らかの指標を設けることは可能と考えられる。質問項目の設定の仕方を工夫し、継続的に取り組むことで、不具合を少なくし、有効かつ適切な事業評価に繋げる方法もあるはずなので、検討されたい。</p>	<p>平成29年度中に、地区民生委員協議会を対象とするアンケート調査を実施し、事業評価を行う。</p>

<p>5.2 実績報告書の提出期限 (群馬県医学会事業補助金、108頁)</p> <p>事業実績報告書の提出期限が「事業完了後2カ月以内又は翌年度4月20日のいずれか早い日まで」と定められていることについて、無用な解釈の余地のない、一義的で明確な規定とすることが望ましい。</p>	<p>実績報告書の提出期限を明確化するため、平成29年4月3日付けで交付要綱の改正を行い、実績報告書の提出期限を「交付決定を行った日の属する会計年度の翌年度4月20日まで」とした。</p>
<p>5.3 講師謝金の妥当性の検討 (群馬県医学会事業補助金ほか2件(64、97)、108頁ほか)</p> <p>講師謝金の妥当性を検討する際、基準もなく、なぜ妥当と判断されたのか判らないケースが多数見受けられた。</p> <p>補助金の対象となる研修事業の多様性も加味した補助金支出の基準を設定して、講師謝金の妥当性を検討する仕組みを作ることが望ましい。</p>	<p>平成29年10月に講師謝金の執行基準を定めた。</p>
<p>5.4 旅費の妥当性の検討 (群馬県医学会事業補助金、108頁)</p> <p>補助事業者が旅費をどのように算定したかに関する根拠資料は一切存在しなかった。</p> <p>交付先団体の算定基準や領収書などの根拠資料に基づいてチェックするとともに、県の旅費に関する支給基準を参考にするなどして、客観的に妥当であるかどうかのチェックも行うべきである。</p>	<p>平成29年度から講師の招へいに係る実費のみを補助対象経費とした。</p>
<p>5.5 補助金の効果の測定 (群馬県医学会事業補助金、109頁)</p> <p>群馬県医学会事業は、医師がその業務の性質上、身につけるべき知識や技量を習得するために行われているものであるから、群馬県医師会の自己資金で費用を賄うことのできる可能性がある。実際のところ、本件補助金が事業の収入総額に占める金額は僅かである。</p> <p>過去の経緯や地域の医療水準の確保などの公益目的に資するであろうことといった事情を勘案しても、本件補助金が何故必要なのか、その効果を具体的な指標を伴って提示されなければ、判断できない。</p> <p>本件補助金の効果測定の方法を検討し、本件補助金の存在意義をある程度客観的な根拠を持って説明できるようにする必要がある。</p>	<p>本事業は、地域の診療所等の医師にも幅広く周知し普段なかなか話を聞くことができない保健医療分野の著名な講師を招く等、医療水準の底上げや幅広い知識の習得に資するものであり、補助を行う意義があると考える。効果測定として、平成29年4月にアンケート調査等の実施を依頼した。</p>
<p>5.6 実績報告書の提出期限 (医師確保対策調査研究活動に対する補助金、110頁)</p>	<p>実績報告書の提出期限を明確化するため、平成29年4月3日付けで交付要綱の改正を行い、実績報告書の提出期限を「交付決定を行った日の属する会計年度の翌年度4月20日まで」とした。</p>

<p>事業実績報告書の提出期限が「事業完了後2カ月以内又は翌年度4月20日のいずれか早い日まで」と定められていることについて、無用な解釈の余地のない、一義的で明確な規定とすることが望ましい。</p>	
<p>5.7 補助金交付の目的 (医師確保対策調査研究活動に対する補助金、110頁) 本件補助金は、「医師確保対策調査研究活動」に対して交付されるものであるとしか定められていない。 公衆衛生に係わる医師の不足を解消するために、交付しているとのことである。しかし、要綱からはそのような具体性のある目的を読み取ることはできないので、要綱に明確に記載すべきである。</p>	<p>公衆衛生に関わる医師確保対策調査研究活動に要する経費を補助対象とするように平成29年4月3日付けで要綱を改め、目的を明確に記載した。</p>
<p>5.8 事業成果の把握 (医師確保対策調査研究活動に対する補助金、111頁) 本件補助金が、実際に公衆衛生に係わる医師の確保につながっているのか否かといった具体的な効果の測定は行われていない。 例えば、本件補助金の支出により、県内の公衆衛生医師の減少に歯止めがかかったのか、対象事業への参加を機に公衆衛生医師を目指すようになった人がいるのかなど、県内の公衆衛生医師数の把握や、新たに公衆衛生医師として地方公共団体に採用された医師を対象としたアンケートを実施するなどして、効果の測定を行うべきである。</p>	<p>本研究活動は、学生に公衆衛生分野により関心を持ってもらうことを目的としていることから、見学実習を行った学生に対してアンケートを行うよう平成29年4月に依頼した。</p>
<p>5.9 補助対象経費の内容の検討 (医師確保対策調査研究活動に対する補助金、111頁) 補助事業に要した費用総額のうち81%は書籍費に充てられている。その書籍費の半分以上は、年度終了直前の平成28年3月に支出されたものであることから、事業執行の時期についても、妥当性を検討する必要がある。 また、書籍の購入が公衆衛生医師の確保に、どのようにつながるのかも不明確である。今後、実績報告書が提出された際には、支出どおりの領収書の写しが添付されているかだけでなく、支出の内容の妥当性についても、検討すべきである。</p>	<p>申請書提出時に、補助事業の実施時期と内容の精査を行うとともに、補助目的に合った事業執行が早期に行われるよう指導する。 また、書籍の購入の際には、領収書の提出に加えて書籍名を報告してもらうことで調査研究活動に資するかどうかを確認している。</p>
<p>6.0 運営費補助から事業費補助への移行 (群馬県高等歯科衛生士学院運営事業補助金、113頁)</p>	<p>平成29年4月3日付けで要綱を改正し、補助対象を運営費から事業費に移行させ補助対象を限定することで、補助目的が明確になるようにした。</p>

<p>本件補助金が事業収入総額に占める割合は0.46%である。また、同学院の平成27年度における次期繰越収支差額は1億771万9476円と多額である。</p> <p>本件補助金の対象経費としては「群馬県高等歯科衛生士学院の運営に要する経費」としか定められておらず、多額の資産と収入を有する団体の運営に補助金を交付することで、どのように政策目的の実現に対する効果があるのか判然としない。</p> <p>運営費補助から事業費補助に移行させ、いかなる目的でいかなる事業のどのような経費を補助するのか明確にすることが求められる。</p>	
<p>6.1 実績報告書の提出期限 (はり、きゅう、マッサージ、指圧療法の普及、啓発事業補助金、115頁)</p> <p>事業実績報告書の提出期限が「事業完了後2カ月以内又は翌年度4月20日のいずれか早い日まで」と定められていることについて、無用な解釈の余地のない、一義的で明確な規定とすることが望ましい。</p>	<p>実績報告書の提出期限を明確化するため、平成29年5月12日付けで交付要綱の改正を行い、実績報告書の提出期限を「交付決定を行った日の属する会計年度の翌年度の4月20日まで」とした。</p>
<p>6.2 旅費の妥当性の検討 (はり、きゅう、マッサージ、指圧療法の普及、啓発事業補助金、115頁)</p> <p>補助事業者が旅費をどのように算定したかに関する根拠資料は存在しなかった。</p> <p>交付先団体の算定基準や領収書などの根拠資料に基づいてチェックするとともに、県の旅費に関する支給基準を参考にするなどして、客観的に妥当であるか否かのチェックも行うべきである。</p>	<p>旅費の支給に関する規定を作成するよう平成29年6月15日に依頼した。その際、群馬県職員等の旅費に関する条例等、県の旅費に関する支給基準を参考に提供した。</p>
<p>6.3 補助金交付の目的・交付対象の明確化 (はり、きゅう、マッサージ、指圧療法の普及、啓発事業補助金、115頁)</p> <p>本件補助金は、無資格者が行ったマッサージ等による健康被害が増加したことなどの事情を背景に、国家資格者を有する者が行うはり、きゅう、マッサージ、指圧療法の普及、啓発のために創設された。しかし、要綱上、本件補助金交付の相手方は全く限定されていない。無資格者の施術による県民の健康被害をなくすという目的は、県の政策として非常に大切な目的であると考えられるので、その目的を要綱に記載するとともに、本件補助金は「はり師・きゅ</p>	<p>補助金交付の目的及び補助対象者の明確化を図るため、平成29年5月12日付けで交付要綱を次のとおり改正した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要綱第1（趣旨）に補助金交付の目的を明記した。 ・要綱第3（補助対象者）に、「はり師・きゅう師・あん摩マッサージ指圧師の国家資格を有する者が所属し、かつ、はり、きゅう、マッサージ、指圧療法の普及、啓発事業を行う公益性を有する団体」と明記した。

<p>う師・あん摩マッサージ指圧師の国家資格を有する者が所属し、かつ、はり、きゅう、マッサージ、指圧療法の普及、啓発事業を行う公益性を有する団体」に対して交付する旨、要綱に明記すべきである。</p>	
<p>6 5 講師料の支出先の確認 (群馬県認知症高齢者介護家族等研修事業補助金、118頁) 補助対象事業として、認知症介護家族支援講座を実施しているが、領収書発行者の氏名とチラシに記載された講師名の氏名が一致していなかった。 実績報告書の提出を受けた時点で、チラシ等に記載された講師氏名と領収書等に記載された講師氏名を確認し、両者が一致していない場合には、補助金対象団体に対して説明を求めるべきである。</p>	<p>同様の事案が生じた場合は、実績報告書に経緯を記載させることとする。</p>
<p>6 6 旅費の算定方法 (群馬県認知症高齢者介護家族等研修事業補助金、118頁) 補助事業者が旅費をどのように算定したかに関する根拠資料や算定根拠は示されていないなかった。 交付先団体の算定基準や領収書などの根拠資料に基づいてチェックするとともに、県の旅費に関する支給基準を参考にするなどして、客観的に妥当であるかどうかのチェックも行うべきである。</p>	<p>平成29年4月に交付先団体に対して説明を行い、平成29年度の実績報告書に算定基準を添付させることとした。</p>
<p>6 7 概算払の必要性 (群馬県認知症高齢者介護家族等研修事業補助金、118頁) 本件補助金は、概算払され、その全額が支払われている。資金計画等の会計資料等は概算払請求書とともに提出されておらず、概算払請求書に添付された同事業月別資金計画書の内容から概算払の必要性を判断しており、同団体の資金計画書等の確認は行っていないとのことであった。 概算払を行う際には、その都度、補助金受領団体から資金計画等の会計資料の提出を受けるなどし、例外的に概算払を実施する必要があるか否か、概算払がなければ事業の実施が困難か等につき検討を行い、概算払の必要性について確認を行うべきである。</p>	<p>平成29年度から、資金計画等の会計資料等の提出を求めた上で、概算払の必要性を判断することとする。</p>
<p>6 8 補助対象団体の範囲 (群馬県認知症高齢者介護家族等研修事業補助金、119頁) 本件補助金の対象事業は、「社団</p>	<p>地域における認知症の本人の社会参加や生きがいつくりの推進を内容とする国実施要綱の改正等を受け、団体のあり方を含めて認知症当事者と家族を支える仕組みを平成29年度に検討することに合わせ、本補助金のあり方についても検討する。</p>

<p>法人認知症の人と家族の会群馬県支部」が実施する事業に限定されている。県全体で活動をする同様の団体は、他に存在しないとのことであった。ただし、群馬県内には、若年性認知症の団体はあるが、任意団体であること、群馬県こころの健康センターが運営を支援していること、活動が小規模であることなどから補助金を交付していないとのことであった。</p> <p>県内において、「認知症」に関する他の団体の存在が確認されている以上、補助金の交付を特定の団体に限定することは望ましいとはいえない。そこで、要綱においては、補助金の対象事業を「社団法人認知症の人と家族の会群馬県支部」が実施する事業に限定する規定を削除することが望ましい。</p>	
<p>69 暴力団排除措置の徹底 (群馬県老人福祉施設協議会研修事業費補助金、121頁)</p> <p>交付先等から暴力団に該当しない旨の誓約書を取っていたものの、交付要綱に暴力団排除規定が定められていない。</p> <p>交付要綱に暴力団排除規定を整備し、暴力団排除の徹底を図るべきである。</p>	<p>平成29年4月17日付け「平成28年度包括外部監査の結果報告に対する改善措置について」により、以下のとおり排除措置を講ずるよう徹底した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交付要綱の補助金の相手方とする要件を定める規定及び申請書等の様式に、暴力団排除に関する規定を盛り込むこと。 ・間接補助金については、間接補助事業者から暴力団等を排除する措置を講ずる規定を設けること。
<p>70 実績報告書の提出期限 (群馬県老人福祉施設協議会研修事業費補助金、121頁)</p> <p>事業実績報告書の提出期限が「事業完了後1ヵ月以内又は翌年度5月10日のいずれか早い日まで」と定められていることについて、無用な解釈の余地のない、一義的で明確な規定とすることが望ましい。</p>	<p>群馬県老人福祉施設協議会研修事業費補助金交付要綱について、平成29年3月29日付けで改正を行い、「事業完了後1ヵ月以内又は交付決定を行った日の属する会計年度の翌年度5月10日のいずれか早い日まで」とした。</p>
<p>71 実態に合わせた要綱の改正 (群馬県老人福祉施設協議会研修事業費補助金、121頁)</p> <p>本件補助金の要綱には、「群馬県老人福祉施設機能創造・研究事業費補助金の交付対象事業については、この補助金の交付対象としない。」との記載があるが、既に存在しない補助金のため、同部分を要綱から削除するなど、実態に合わせた要綱の改正を行うべきである。</p>	<p>群馬県老人福祉施設協議会研修事業費補助金交付要綱について、平成29年3月29日付けで改正を行い、「群馬県老人福祉施設機能創造・研究事業費補助金の交付対象事業については、この補助金の交付対象としない。」の文言を削除した。</p>
<p>72 回議用紙の修正方法 (群馬県ホームヘルパー協議会研修事業費補助金、123頁)</p> <p>本件補助金の交付決定に関する回議用紙には、修正テープによる修正が施されていた。</p>	<p>回議用紙の修正方法について改めて周知徹底を図った。</p>

<p>修正を行う場合には、修正テープは使用せず、修正箇所にも二重線を引いて訂正印を押すなどの対応を行うべきである。</p>	
<p>7 3 実績報告書の提出期限 (群馬県ホームヘルパー協議会研修事業費補助金、124頁) 事業実績報告書の提出期限が「事業完了後1カ月以内又は翌年度4月10日のいずれか早い日まで」と定められていることについて、無用な解釈の余地のない、一義的で明確な規定とすることが望ましい。</p>	<p>群馬県ホームヘルパー協議会研修事業費補助金交付要綱について、平成29年5月23日付けで改正を行い、「事業完了後1カ月以内、又は交付決定を行った日の属する年度の翌年度4月10日のいずれか早い日まで」とした。</p>
<p>7 4 実績報告書の提出期限 (小児糖尿病夏季治療講習会(サマーキャンプ)補助金、126頁) 事業実績報告書の提出期限が「事業の完了した日から起算して1か月を経過した日または当該年度の3月末日のいずれか早い日まで」と定められていることについて、無用な解釈の余地のない、一義的で明確な規定とすることが望ましい。</p>	<p>平成29年4月1日付けで補助金交付要綱を改正し、「事業の完了した日から起算して1か月を経過した日または交付決定後最初に到来する3月末のいずれか早い日まで」に改めた。</p>
<p>7 5 旅費の妥当性の検討 (小児糖尿病夏季治療講習会(サマーキャンプ)補助金、126頁) 補助事業者が支払った旅費の算定根拠を示す資料はなかった。 交付先団体の算定基準や領収書などの根拠資料に基づいてチェックするとともに、県の旅費に関する支給基準を参考にするなどして、客観的に妥当であるかどうかのチェックも行うべきである。</p>	<p>平成28年度から実績報告書に旅費の算定根拠を添付させ、金額の妥当性を審査した。</p>
<p>7 6 領収書の金額の事後修正 (小児糖尿病夏季治療講習会(サマーキャンプ)補助金、126頁) 手書きで修正された領収書が提出された場合には、その趣旨の説明を求めべきである。また、説明を受けた場合には、事後的にその説明内容の確認が可能となるように、聴取書を作成するなどしておくことが望ましい。</p>	<p>修正された領収書が提出された場合は、その趣旨を説明した資料の添付を求める。</p>
<p>7 7 助対象団体の範囲 (小児糖尿病夏季治療講習会(サマーキャンプ)補助金、126頁) 本件補助金の対象事業は、「群馬県小児糖尿病の会(ひまわり会)」が実施する事業に限定されている。県内には多くの難病患者がおり、当該団体以外にも患者団体が存在していることからすれば、補助金の交付を特定の団体に限定することは好ましいとはいえない。</p>	<p>平成29年4月1日付けで補助金交付要綱を改正し、団体を限定する規定を削除した。</p>

<p>要綱においては、補助金の対象事業を「群馬県小児糖尿病の会（ひまわり会）」が実施する「小児糖尿病夏季治療講習会」に限定する規定を削除し、新たに交付要件に関する規定を追加することが望ましい。</p>	
<p>78 実績報告書の提出期限 (群馬小児アレルギー親の会補助金、128頁) 事業実績報告書の提出期限が「事業の完了した日から起算して1か月を経過した日または当該年度の3月末日のいずれか早い日まで」と定められていることについて、無用な解釈の余地のない、一義的で明確な規定とすることが望ましい。</p>	<p>平成29年4月1日付けで補助金交付要綱を改正し、「事業の完了した日から起算して1か月を経過した日または交付決定後最初に到来する3月末のいずれか早い日まで」に改めた。</p>
<p>79 旅費の妥当性の検討 (群馬小児アレルギー親の会補助金、128頁) 補助事業者が支払った旅費の算定根拠を示す資料はなかった。 交付先団体の算定基準や領収書などの根拠資料に基づいてチェックするとともに、県の旅費に関する支給基準を参考にするなどして、客観的に妥当であるかどうかのチェックも行うべきである。</p>	<p>平成28年度から実績報告書に旅費の算定根拠を添付させ、金額の妥当性を審査した。</p>
<p>80 補助対象団体の範囲 (群馬小児アレルギー親の会補助金、128頁) 本件補助金の対象事業は、「群馬小児アレルギー親の会」が実施する事業に限定されている。当該団体以外にも患者団体が存在していることから、補助金の交付を特定の団体に限定することは望ましいとはいえない。 要綱においては、補助金の対象事業を「群馬小児アレルギー親の会」が行う事業に限定する規定を削除し、新たに交付要件に関する規定を追加することが望ましい。</p>	<p>平成29年4月1日付けで補助金交付要綱を改正し、団体を限定する規定を削除した。</p>
<p>81 補助事業の周知 (群馬県精神障害者社会適応訓練事業補助金、130頁) 精神障害者適応訓練事業については、県のホームページに掲載して広報は行っているものの、それ以外の広報は特段行っていない。平成27年度において、1人の対象者に対してしか、同事業が実施されていない。同事業の存在を知らない対象者や対象者の通院先医療機関、作業所の存在が、1つの要因となっているのではないかとと思われる。 県内に存在する全ての作業所や精</p>	<p>本事業は昭和52年度から実施しているが、平成14年度に本事業と同様に、精神障害者も含めた障害者に対する就業訓練、支援を行う「障害者就業・生活支援センター」を設置した。障害者就業・生活支援センターは年々事業の充実を図っており、このことが、本事業の対象者が少なくなった大きな要因となっている。障害者に対する就業支援については、今後も障害者就業・生活支援センターが担っていくものと考えており、本事業のあり方について検討を行う。</p>

<p>神科・心療内科を診療科目に掲げる医療機関に対し、精神障害者適応訓練事業の周知を図るべきである。</p>	
<p>8 2 団体の住所の確認頻度 (群馬県心身障害児者関係団体補助金 I、133頁) 交付申請書および実績報告書には、団体の住所として高崎市箕郷町の住所が記載されていた。しかし、交付申請書の添付書類として提出された同団体の規約には、団体の住所として前橋市池端の住所が記載されていた。交付申請時に提出された規約は改正前のものであり、平成27年度時点における団体の住所は高崎市箕郷町で間違いのないことであった。 書類が提出される都度、団体の住所を確認することが望ましい。</p>	<p>規約の住所記載内容が誤っているため、修正するよう指導を行った。当該団体からの提出書類については、特に住所記載箇所に注意を払い確認している。</p>
<p>8 3 補助事業者の支払先の確認 (群馬県心身障害児者関係団体補助金 I、133頁) 群馬県肢体不自由児者父母の会連合会から提出された実績報告書には、支払先が何ら記載されていない出金伝票が20枚近くあった。 補助金の目的外使用の有無を確認するにあたっては、単に領収書や伝票の金額を確認するだけでなく、支払先についても確認すべきである。</p>	<p>平成28年度の実績報告書においては、支払先が未記載であった交通費について、相手方の確認を行い、領収書に明記させた。</p>
<p>8 4 回議用紙の修正方法 (群馬県心身障害児者関係団体補助金 II、135頁) 本件補助金の交付決定に関する回議用紙には、修正テープによる修正が施されていた。 修正を行う場合には、修正テープは使用せず、修正箇所には二重線を引いて訂正印を押すなどの対応を行うべきである。</p>	<p>修正を行う場合は、修正テープを使用せず修正箇所には二重線を引いて訂正印を押すこととする。</p>
<p>8 5 正味財産が増加している団体への補助金の目的 (群馬県心身障害児者関係団体補助金 III、138頁) 補助事業の収支は、県からの補助金がなくとも黒字であった。補助金受領団体の平成27年度の正味財産は2423万円と、前年度から約180万円増加している。本件補助金の目的は、公益社団法人群馬県知的障害者福祉協会等の補助金対象団体の「健全な育成を図る」ことにあるが、このような状況からすると、団体の健全な育成を図ることができているものと考えられる。</p>	<p>当該補助金の目的、補助金受領団体の収支状況等を踏まえ、補助金の必要性及び補助継続の是非について検討を行うこととする。</p>

<p>そのような状況を作り出すまでの同団体の努力は評価すべきである。しかし、県からの補助金収入がなくとも成り立つ事業や団体に対し、補助金の交付を継続することには、補助金交付の有効性に疑問が残る。</p> <p>団体の「健全な育成を図る」という目的との関係で、補助金の必要性につき、検討を行うべきである。また、目的を団体の「健全な育成を図る」ことを超えて、「知的障害者の福祉の向上を図る」こととするのであれば、その旨、要綱に明記すべきである。また、目的の追加を行って補助金の支給を継続する場合には、補助金受領団体に対し、補助金を有効に利用することのできる事業を実施するよう求めるべきである。</p>	
<p>8 6 旅費の妥当性の検討 (群馬県精神障害者家族会連合会運営費補助金、141頁)</p> <p>補助事業者が支払った旅費の算定根拠は示されていない。</p> <p>交付先団体の算定基準や領収書などの根拠資料に基づいてチェックするとともに、県の旅費に関する支給基準を参考にするなどして、客観的に妥当であるかどうかのチェックも行うべきである。</p>	<p>当該団体に対し、旅費の算定根拠の提示を求めるとともに、県の旅費に関する支給基準等を参考に客観的妥当性の確認を行うこととする。</p>
<p>8 7 領収書の宛名 (日本てんかん協会群馬県支部運営費補助金、142頁)</p> <p>本件補助金受領団体は、「公益社団法人日本てんかん協会群馬県支部」であるが、領収書の宛名が「波の会」であるものが散見された。しかし、「波の会」とは、「公益社団法人日本てんかん協会」の通称であり、群馬県支部の通称ではない「公益社団法人日本てんかん協会」の通称を使用している可能性があることがわかった。</p> <p>「公益社団法人日本てんかん協会群馬県支部」という宛名が記載された領収書を求めるべきである。また、正式名称の使用に支障があるのであれば、領収書の宛名を、「波の会群馬県支部」などとして群馬県支部宛の領収書であることが判別できるようにすることを求めるべきである。</p>	<p>当該団体に対し、領収書の宛名は「公益社団法人日本てんかん協会群馬県支部」又は「波の会群馬県支部」とするよう指導を行うこととする。</p>
<p>8 8 実績報告書の提出期限 (群馬県遺族援護事業補助金、146頁)</p> <p>事業実績報告書の提出期限が「当該年度の次の年度の4月30日まで」と定められていることについて</p>	<p>平成29年4月19日付けで補助金交付要綱の改正を行い、実績報告の期限を「交付決定を行った日の属する年度の次の年度の4月30日まで」又は「事業完了の日から起算して30日以内」に改めた。</p>

<p>て、無用な解釈の余地のない、一義的で明確な規定とすることが望ましい。</p>	
<p>89 政党の懇談会への出席のための旅費を補助対象事業の対象経費とすることの是非 (群馬県遺族援護事業補助金、146頁)</p> <p>政党の懇談会出席の際に要した旅費交通費を、補助対象事業の経費として計上している。補助金受領団体が、政党が主催する懇談会に出席することは自由であり、政党側から政策立案の参考とするために県内の諸団体を招いて意見を聴く会に出席した際の旅費であり、県としては、補助対象経費のうち「遺族援護事業運営費」または「その他知事が必要と認めた事業に要する費用」に該当すると判断したとのことであった。</p> <p>その判断が誤りであるとする明確な根拠はないことから、違法ないし著しく不適切とまでは言い切れないが、公的補助金の中立性を維持するためにも、政党の懇談会への出席のための旅費については補助対象経費から除外することが望ましいといえる。</p>	<p>平成28年度実績報告において、公的補助金の中立性の維持の観点のもと補助対象経費の確認を行い、当該補助金の適正化を図った。</p> <p>平成29年度については、補助金交付要綱の改正を行い政党懇談会に要する経費については補助対象から除外した。</p>
<p>90 補助対象の範囲 (群馬県遺族援護事業補助金、146頁)</p> <p>本件補助金は、「県下の戦没者遺族の福祉の増進のため、群馬県遺族の会を行う事業に対し」補助金を交付するとされている。</p> <p>群馬県遺族の会は、先の大戦等における戦没者の遺族の多くが会員となり、戦後70余年にわたり戦没者遺族の活動の中心的な存在として活動を続けてきた。現状で、県下において、群馬県遺族の会は戦没者の慰霊・英霊顕彰及び遺族の福祉の増進のため活動する無二の団体であり、その事業等に対し補助を行うことは、相応の効果が期待でき、群馬県遺族の会が存続する限り補助を続けることが全ての戦没者遺族の福祉の増進につながるという県の考えも、理解を得られる範囲にあると考えられる。また、30年以上にわたり実績を重ねている群馬県遺族の会による海外戦跡慰霊巡拝事業などについて補助を続けることについても、相当の妥当性はあり、疑問を挟む余地はないという見方も十分に成り立ち得る。</p> <p>しかし、補助対象を群馬県遺族の会が実施する事業に限定しており、</p>	<p>平成30年度予算編成に合わせ、補助対象の範囲について検討・協議を進める。</p>

<p>かつ、参加者も会員に限定されていることから、時代の変遷と社会情勢・価値観の変化とともに、群馬県遺族の会の理念や活動には賛同できないが、海外や沖縄での慰霊は行いたいと考える遺族は、同団体に加入しない限り、県からの支援を受けられないという状態にあり、「県下の戦没者遺族の福祉の増進」とする本件補助金の目的、公平性の観点を鑑みた場合、理想的な事業内容であるとは言い難く、改善の余地が見受けられる。</p> <p>補助金の交付先が群馬県遺族の会以外には想定し難いとしても、本件補助金の目的を達成させ、高い水準での施策効果を実現したいと考えるならば、開かれた補助金となるよう、改善を図るべきである。</p> <p>なお、交付要綱については、適切な団体に対する適切な事業への補助を担保するため、新たに補助金の交付対象団体及び交付対象事業に係る要件の追加等を検討する必要がある。</p>	
<p>9 1 補助金額の計算根拠の明確化 (群馬県遺族援護事業補助金、147頁)</p> <p>当該団体の運営費補助の金額は、260万円と、過去5年間に於いて変更はない。補助を開始する当初においては、補助金額について検討されたと思われるが、その後、過去の事業実績等を踏まえ、現在のような定額補助となっている。</p> <p>しかし、客観的な算出基準が不明確である現状のまま、特定の団体に少額とはいえない補助金の支出を継続することは、好ましい方法での補助金事務とは言い難く、対外的な説明という観点からも客観的な積算根拠を設けて明確化すべきである。</p>	<p>平成30年度予算編成に合わせ、適切な補助額の算出について検討・協議を進める。</p>
<p>9 2 補助対象事業の対象経費の明確化 (群馬県遺族援護事業補助金、147頁)</p> <p>海外戦没者慰霊巡拝事業に関しては、事業に要する費用を3分割し、3分の1を実際に巡拝に参加した本人、3分の1を市町村、3分の1を県が負担するという運用を行っているが、当該事業費のうち、どの部分が県の補助金により賄われ、どの部分が参加者の負担となっているのか明確になっていない。また、要綱上、補助対象経費の範囲について特に規定はないため、費用全額が補助対象経費として計上されている。</p> <p>本件補助金の目的達成と交付額の</p>	<p>平成29年4月19日付けで補助金交付要綱の改正を行い、補助対象事業ごとに補助対象経費を明確化した。</p>

<p>適正さを担保するためには、費用の詳細を明らかにした上で、海外での慰霊巡拝に必要な経費のみが計上されているか、社会通念に照らし合わせ、疑念を抱かれる可能性はないかといった観点での確認が必要であり、仮に常識の範囲とは言い難い費用が含まれていた場合などには、慎重に内容の確認を行い、不適切な経費であれば、補助対象経費から除外しなければならない。</p>	
<p>9 3 補助金のあり方 (群馬県遺族援護事業補助金、1 4 8 頁)</p> <p>本件補助金の目的は、県下の戦没者遺族の福祉の増進であり、広く戦争犠牲者の遺族を対象として、群馬県遺族の会が行う事業に対して交付されているものである。また、毎年の交付金額は、過去の事業実績や見直し等を踏まえ減額傾向にあるものの、過去5年間においては、毎年500万円前後に上っている。</p> <p>戦後71年が経過し、遺族援護等のあり方についても、見直しが必要となる時が来ることも予見されるが、例えば、戦争の惨禍と平和の尊さを次世代へ継承する新たな事業などが、広くは遺族の福祉増進にも寄与していく可能性について検討を行うことも、意義あるものと考えられる。</p>	<p>戦没者慰霊は、戦没者遺族に対する援護の根幹を支えるものであり、今後も継続して事業が実施されることから、これに対する補助については継続する方針である。</p> <p>また、次世代継承事業への支援については、本補助とは別に、その必要性について検討を進めている。</p>
<p>9 4 補助対象経費の妥当性 (群馬満蒙拓魂之塔慰霊事業補助金、1 5 1 頁)</p> <p>補助事業に要した費用の総額は23万7273円であり、慰霊祭費はそのうちの11万9850円であって、2万8640円が会議費、7万1920円が諸経費・文具代等に充てられていた。補助事業として実施されている「群馬満蒙拓魂之塔合祀慰霊祭」は、年に1回開催されているものであるところ、会議費3万円、諸経費・文具代等として7万円以上の費用の必要性の確認について十分ではなかった。</p> <p>本件補助金は「群馬満蒙拓魂之塔合祀慰霊事業」に対する事業費補助であるところ、文具代等は、補助金受領団体における日常的な経費と思われるものである。本件補助金が運営費に対する補助金であるとすればともかく、事業費に対する補助金である以上、団体の日常的な費用を補助対象経費とすることは、妥当とは思われない。</p> <p>そこで、今後、補助金受領団体か</p>	<p>平成28年度実績報告において、補助対象経費としての妥当性に留意しつつ補助対象経費の確認を行い、当該補助金の適正化を図った。</p> <p>平成29年度については、平成29年4月1日付けで補助金交付要綱の改正を行い、団体の日常運営に要する経費については補助対象から除外した。</p>

<p>ら実績報告書の提出がなされた際には、決算書どおりの支出がされているかどうかだけではなく、補助対象経費としての妥当性についても、検討すべきである。</p>	
<p>9 5 実績報告書の提出期限 (一般社団法人群馬県食品衛生協会県費補助金、154頁) 事業実績報告書の提出期限が「補助事業が終了したときは…翌年度の4月30日まで」と定められていることについて、無用な解釈の余地のない、一義的で明確な規定とすることが望ましい。</p>	<p>平成29年4月1日に一般社団法人群馬県食品衛生協会県費補助金交付要綱の一部改正を行い、「交付決定を行った日の属する年度の翌年度の4月30日までに提出しなければならない」という規定に変更した。</p>
<p>9 6 補助対象経費の明確化 (一般社団法人群馬県食品衛生協会県費補助金、154頁) 本件補助金の交付額は、「補助対象事業にかかる経費の合計額について知事が認める額に1/2を乗じて得た額」と記載されているのみで、経費の範囲は具体的に定められていない。 補助の対象となる経費の費目を、要綱に具体的に明記すべきである。</p>	<p>平成29年4月1日に一般社団法人群馬県食品衛生協会県費補助金交付要綱の改正を行い、対象経費の費目を明記した。</p>

環境森林部

意見	改善措置
<p>9 8 実績報告書の正確性の検証 (群馬県産業環境保全連絡協議会補助金、157頁) 協議会から各地区協議会への支援事業費支出については、完了報告書に添付された銀行の振込受付書の写しで確認されていた。さらに、各地区協議会の支出額についても、同協議会が各地区協議会から集めた請求書や領収書の写しが添付されており、それら証憑の写しによる確認がなされていた。しかし、高崎地区協議会の支出については、請求書の写しで確認しており、振込受付書の写しなど支払に関する証憑の確認がなされていなかった。 支払に関する証憑の確認を漏らさないよう留意する必要がある。</p>	<p>支払に関する証憑の確認について、領収証の写し等で確認することを徹底するとともに、補助事業者に対し、支払に関する証憑を添付、確認するよう指導していく。 平成28年度事業においては、補助金の額の確定時に実績報告書添付の支払に関する証憑の確認を徹底した。 また、補助事業者に対して、支払に関する証憑の添付を、平成29年度事業内示時に改めて指導した。</p>
<p>9 9 補助金の効果の検証 (群馬県産業環境保全連絡協議会補助金、157頁) 補助金の効果の検証については、協議会ないし各地区協議会が補助事業の趣旨・目的に沿った活動をしているかしか検討されていない。しかし、各地区協議会が実施した見学会</p>	<p>各地区ごとのアンケート調査等は困難であるため、産業環境保全連絡協議会の実施する事業においてアンケート調査等適切な効果検証を行うこととした。 これにより平成29年度事業の内示時に、アンケート調査等による効果検証を行うよう指導している。</p>

<p>や研修会は、優良事業所や原子力発電所の見学や環境問題に関する講演会の実施など有意義と見られるものも含まれる一方、参加者数は50名のものから15名しかいないものもある。</p> <p>各地区協議会での企画に参加した者のアンケートやその集計結果の提出を求めて、その効果を分析するなどより精緻な検証を行うべきである。</p>	
<p>100 事業の実現可能性の確認 (ぐんま緑の県民基金市町村提案型事業(沼田市)、159頁)</p> <p>計画段階では、7事業に対して補助金の交付を予定していたが、実際には3事業に対しての補助にとどまっている。</p> <p>廃止された4事業のうち、2事業はやむを得ないと考えられるが、1事業については、現地精査を実施したところ、通常の伐採が困難な箇所であることが判明し、困難地整備事業の上限を超える経費の必要性が生じ、自己負担金の確保が困難なことから、事業を廃止したものである。最終的に補助金が交付されるか否かに関係なく、計画段階において現地精査を実施し、経費を精密に算定した上で、補助金の申請を行うことが望ましい。残りの1事業については、地権者との交渉が難航したことにより廃止している。事業の実施にあたっては、地権者の承諾が不可欠であることから、計画段階において地権者の承諾を得て、実施の可能性が高い事業に対して、補助金の申請を行う必要がある。</p>	<p>6月から7月にかけて開催する市町村職員を対象とした担当者会議において、当初計画の段階で事業が実施できるか精査し、実施の可能性が高い事業のみ計画書を提出するよう市町村を指導する。</p>
<p>101 予算策定時の事業実施の実現可能性の確認 (ぐんま緑の県民基金市町村提案型事業(高山村)、161頁)</p> <p>2次募集の4事業のうち、1事業において、変更交付申請により、補助金額が当初計画額の3.8倍となっている。本件補助金は変更交付申請をすれば、実施した面積分の補助金の交付を受けることが可能であるため、当初計画時の面積が精密に把握されていないおそれがある。</p> <p>多少の誤差はやむを得ないとしても2倍を超えるような変更は、その精度に疑念が生じるため、計画時において、より正確な面積の把握を行う必要がある。</p>	<p>6月から7月にかけて開催する市町村職員を対象とした担当者会議において、当初計画の段階で事業を実施する面積等を精査するよう、市町村を指導する。</p>
<p>102 事業の繰越 (ぐんま緑の県民基金市町村提案型事</p>	<p>6月から7月にかけて開催する市町村職員を対象とした担当者会議において、事業を繰り越す場合は、進捗状況や繰越理由等を整理し、</p>

<p>業（みなかみ町）、164頁） 本件補助金では、3事業が繰り越されているが、繰越申請書では、どの程度の選定や協定締結が実施されていないのか、予定していた協定締結がどの程度遅れたのか等の具体的な進捗状況が全く明らかにされていない。また、事業の繰越を決裁する起案の説明には、どのように審査して、なぜやむを得ないと認められるのか、具体的な記載がない。 繰り越す必要があるのか、廃止するのかを判断できるよう、繰越を求める事情を具体的に記載するよう、市町村に対して、要請する必要がある。次に、繰越がやむを得ないと判断した検討内容を起案書に記載した上で、その内容に基づいて、決裁担当者が判断する必要がある。</p>	<p>繰越申請書を提出するよう、市町村を指導する。また、提出された繰越申請書を精査し、適正に繰越しの事務処理を行う。</p>
<p>103 算定基準の見直し （群馬県森林組合連合会事業補助金、168頁） 森林林業を取り巻く諸情勢の流れが大きく変化しており、取組内容も多岐に渡り、補助対象事業が絞り込めない状況である。現行の算定基準では、毎回上限額を超えており、上限額がそのまま補助金額となっており、補助金の目的に適う効果があるのか測定が困難となってしまう。 同連合会の活動実績と基本計画の目標達成との間に有意な連関があるか確かめ、平成31年の目標達成に至る可能性によっては、実際に交付する補助金額に近い金額が算出されるような算定基準とすることが望ましいと考えられる。</p>	<p>「群馬県森林・林業基本計画」の達成に向けた同連合会の取組を踏まえ、現在の重点課題である素材生産量の数値目標を明記し、事業の判断基準を設けて、平成29年度から適用する。</p>
<p>104 算定基準の見直し （群馬県間伐総合対策事業補助金「間伐材販売支援」、170頁） 補助金額の算定方法は、森林組合連合会の負担する経費が間伐材の販売で得た収入を上回る額と、上限額を比較し、いずれか低い金額を補助することとされている。 森林の持つ公益的機能発揮のために市場経営を存続するという目的からすると、赤字を補助金で補うことは合理的であるが、経営改善の誘因が働きにくくなるおそれもある。また、現行の算定基準では、毎回上限額を超えてしまい、上限額がそのまま補助金額となっており、販売収益と販売経費を比較する現行の算定基準が機能することはなく、実質的な定額補助となってしまうおそれもある。 本件補助金が定額化するのを避</p>	<p>間伐材取扱量に応じインセンティブが働く算定方法を検討するとともに、取扱量増量に向けた新たな流通形態の構築について本事業の見直しを検討する。</p>

<p>け、経営改善の誘因を伴う補助金とするために、実際に交付される金額に近い金額が算出されるような算定基準とすることが望ましいと考えられる。</p>	
<p>105 成果目標と補助金の存否との関係 (ぐんまの木で家づくり支援事業補助金、175頁)</p> <p>本件補助金の成果目標として、「ぐんま優良木造住宅建築累計戸数」を平成31年までに1万戸とすることがあるが、目標期限の到来または目標達成によって、本件補助金を廃止するのかどうか、条件や期限の定めがない。予算規模がかなり大きくなり、交付要件を満たしているか確認するため、認証センターの検査が必要であり、県の事務委託料負担と補助を受ける施主の手数料負担が生じている。また、地域の工務店にとって本件補助金が営業上欠かせないものと位置付けられ、改変しづらくなるおそれもある。良質な木造住宅等の整備を支援することは国策にも適うことであるが、本件補助金の目的はあくまでも県産材の需要拡大であり、効果が上がるかどうかによって改変しやすくしておく必要がある。</p> <p>目標期限を設定し、サンセット方式など、本件補助金の支給が長期化しないようにするための方策を採るべきである。</p>	<p>平成29年度から木材利用量に応じた補助制度へと見直しを行った。今後「群馬県森林・林業基本計画」の目標達成年である平成31年度までは現行制度を継続する。</p> <p>本事業は、県産材利用拡大推進のみならず、中小工務店対策、定住化対策など、県政の広範な課題にも大きく関係することから、それ以後の対応については関係部局と協議しながら検討していきたい。</p>
<p>106 目標設定と効果測定の必要性 (群馬県間伐総合対策事業補助金、177頁)</p> <p>本件補助金の目標は、森林経営計画区域の間伐材利用面積を平成31年までに2000haにすることであるが、間伐材流通促進事業による、間伐材の仕分け・積み替え経費補助及び間伐材の出荷奨励の効果が上がっているのか、因果関係が不明であり、効果の測定が困難となっている。</p> <p>森林経営計画区域の間伐材利用面積を平成31年までに2000haとする目標をブレイクダウンした中目標・小目標を設定し、本件補助金の目標を明らかにした上で効果測定を行うべきである。</p>	<p>原木市場の取扱量の増加を目標に設定し、効果測定を行うよう制度を検討する。</p>
<p>107 都市部に浸透させるための課題 (公共施設等県産材活用推進事業補助金、178頁)</p> <p>本件補助金は公共施設を木造化・</p>	<p>公共施設を含め、木造化・木質化は設計段階における採用の可否が大きく影響するため、建築設計事務所等に対し、事例等の紹介や情報提供を検討する。</p>

<p>木質化しようとする市町村、学校法人、社会福祉法人等に対し、その費用の一部を補助するものである。</p> <p>山間部などで木造化・木質化の流れを生むことは、県産材の流通市場の形成に資するものと評価できるが、やはり建物が多いのは都市部であって、都市部のランドマーク的存在の建物をいかに木造化・木質化へと促すことができるかが課題となる。</p> <p>都市部でも木造化・木質化を促すような工夫が望まれる。</p>	
<p>108 アンケートの活用 (公共施設等県産材活用推進事業補助金、179頁)</p> <p>県では、公共施設はその地域のモデル的建物（シンボルタワー）であり、それを木造化することで、大勢の人が木造を選ぶようになるという波及効果がある。また、直接木と触れ合うことにより自らの家や施設を木造化したいと思ってもらえるという効果も少なからずあると考えているとのことであった。ただし、どれだけの人々に木造はいいと思ってもらえたかといった効果測定をどのように行うかは問題である。</p> <p>本件補助金の対象となった公共施設等の来訪者を対象としてアンケートを実施することは効果測定の方法として有効であると考えられる。</p>	<p>補助事業者に対し、アンケート調査の実施を働きかける。</p>
<p>109 県内の公共施設等の種類・構造等の把握 (公共施設等県産材活用推進事業補助金、180頁)</p> <p>本件補助金は、これから新たに整備する施設の木造化（骨組みや構造）・木質化（内装）が目的であるが、県内の施設がどのような作りになっているか把握しておらず、統計上、何々造りの公共施設が何割かといった程度の把握しかしていない。</p> <p>県産材製材品生産量を平成31年に190千m³/年、公共建築物等木材利用促進方針策定市町村数を平成31年に35市町村とする目標があるので、県内の公共施設等の種類・構造・築年数等を調査・把握し、補助金運用の戦略立案のための資料とすべきである。</p>	<p>既存の「公共施設管理計画」を活用し、木造化・木質化が図られるよう取り組む。</p>
<p>110 交付要綱の規定の改定の必要性 (群馬県林業普及指導事業関係団体補助金、181頁)</p> <p>本件補助金の交付要綱は、性質の</p>	<p>交付要綱の内容については、補助金の交付先が異なる団体ではあるが、事業成果としては、いずれの団体も林業技術の普及等共通する内容を求めている。</p> <p>このため、現行の交付要綱の見直しも含め、事務手続上の機能性が下がらないよう、改善を検討する。</p>

<p>異なる林研グループ育成事業と共通である上、定め方が簡潔であるため、補助金事務の指針として十分でない面がある。</p> <p>本件補助金の交付要綱を実務の使用に耐え得るものに作り替えるべきである。</p>	
<p>1 1 1 交付要綱別表の表現 (緑の少年団育成事業補助金、1 8 3 頁)</p> <p>交付要綱の別表の「緑の少年団育成事業」について、「次に掲げる事業」として、「1 新設団体設立費、2 既設団体育成費、3 交流集会の開催、4 その他少年団活動に必要な事業」と記載されている。</p> <p>事業を限定列挙し、それにかかる経費について規定しようとしているのであるから、列挙されるのは費用ではなく事業でなくてはならず、「1 新設団体設立費、2 既設団体育成費」は、「1 新設団体設立、2 既設団体育成」に改めるべきである。</p>	<p>交付要綱の別表「緑の少年団育成事業」について、「1 新設団体設立費、2 既設団体育成費」を「1 新設団体設立、2 既設団体育成」に改める。</p>
<p>1 1 2 実績報告書の提出期限 (緑の少年団育成事業補助金、1 8 3 頁)</p> <p>事業実績報告書の提出期限が「事業の完了した日の翌日から30日以内又は、当該補助金等の交付決定のあった翌年度の4月30日のいずれか早い期日まで」と定められていることについて、無用な解釈の余地のない、一義的で明確な規定とすることが望ましい。</p>	<p>交付要綱の期限に関する文言について、「30日以内又は、当該補助金等の交付決定のあった翌年度」を「30日を経過した日又は当該補助金等の交付決定のあった日の属する年度の翌年度」と改める。</p>

農政部

監査結果<指摘事項>	改善措置
<p>7 8 計画変更時の補助金額の削減規定 (群馬県蚕糸園芸振興事業補助金(園芸農産物振興対策事業費補助)、1 9 5 頁)</p> <p>平成14年度の包括外部監査において、上限規定や計画変更時の削減規定の不存在と規定の必要性を指摘されており、今回監査したところ、交付要綱や実施要領に上限額の定めはなかった。ただし、交付決定を上回る事業経費がかかることから、事実上、補助金額が上限の役割を果たしていると考えられたが、協会の事業内容が多様化していることなどから、上限額を画するのは困難であり、今後の検討課題とせざるを得ない。</p>	<p>平成29年度中に補助金実施要領を改正し、計画変更時における補助金額の削減規定を設ける。</p>

<p>かった。他方、補助事業の計画変更時の削減規定については、「計画変更時には知事の承認を要する」との現行規定で代替することはできず、指摘事項に対する改善措置としては不十分である。</p> <p>補助事業の計画変更時の補助金額の削減規定を設けるべきである。</p>
--

意見	改善措置
<p>1 1 3 補助金の公平を図るための周知 (はばたけ「ぐんまの担い手」支援事業費補助金、185頁)</p> <p>要望を出してこない市町村に対して、担当課や農業事務所から本件補助金の利用を促す働きかけはしていない。県では、農地集積など構造的に強い農業にしようという政策を進めているが、他方で、国の事業が規模拡大に傾斜している中で、条件不利地域の支援こそ県がやらねばならないのではないかと考えられる。</p> <p>要望を出してこない市町村に対しては、改めて補助金の制度・運用に関する情報提供を強化するとともに、認定農業者へも補助金の概要を分かりやすく知らせることを促すべきである。</p>	<p>平成24年度から平成29年度(要望分)まで、はばたけ「ぐんまの担い手」支援事業の活用がほとんど無い、11市町村の担当者に対し、聞き取り調査を実施した。</p> <p>11市町村は、主に中山間地域の市町村であり、担い手が少なく、補助事業を活用する要望も少ない地域であったが、担い手に対する周知方策については、「個別に担い手へ周知」や「説明会の開催」を挙げている。</p> <p>聞き取り調査を受けた改善策として、担当課は、「非公共補助事業に係る市町村等担当者説明会」を、平成29年7月31日に初めて開催し、窓口機能の強化を図った。また、各農業事務所は、この説明会を受けて、平成29年9月以降、地域(市町村)毎に、直接、認定農業者等の農業者に対する説明会を企画、開催し、補助事業の更なる周知徹底を図っている。</p>
<p>1 1 4 目的が重なる補助金が市町村にあるか否かの調査・検討 (はばたけ「ぐんまの担い手」支援事業費補助金、185頁)</p> <p>市町村がどのような補助金制度を持っているのかを総括的に調べることはしていないとのことであるが、本件補助金は予算規模も大きく、補助金の制度や仕組みそのものの適否を常に考えていかねばならず、そのためには、市町村が機械化促進などの農業支援についてどのような補助金のメニューを持っているのか、補助金額の規模はどの程度かなどを把握する必要がある。</p> <p>本件補助金と同じ目的の補助金が市町村にあるか否かの調査・検討を行った方がよいと考える。</p>	<p>市町村単独事業として実施又は実施予定の、農業者に対する機械・施設等整備への補助事業(ハード事業)の有無について、調査を行ったところ、12市町村が、市町村単独事業を整備していた。</p> <p>今後は、県単独事業の要件を充足していても、採択できない要望も増えてくると考えられるため、市町村単独事業との補完関係を機能させ、補助金の有効な活用を図る。</p> <p>具体的には、市町村担当者に対して、平成29年7月31日に開催された「非公共補助事業に係る市町村等担当者説明会」や、年間を通じて開催される各農業事務所の連絡会議等を活用し、理解と協力を求めた。</p>
<p>1 1 5 回議書類における日付の訂正及び回覧者 (農業近代化資金利子補給金、187頁)</p> <p>所長決裁の回議書類において、所長の押印日が修正テープにより、修正されていた。また、同じ件名の3つの課長決裁の回議書類において、</p>	<p>意見のあった事務処理を行っていた農業事務所においては、報告書意見を受け、当該事務処理、回議、決裁を行う者の間で、①同一内容の書類においては、誰に閲覧権限があるのか明確にするため、回議書類の閲覧者を統一すること、②押印日の修正が必要な場合には訂正印により、どのように修正されたのかを明示しておくことを確認し、以後、適切な処理を行うよう相互確認体制を図っている。</p> <p>その他の農業事務所においては、農業近代化資金利子補給金事務を所管する農業事務所農政係長及び担当者が出席した農業構造政策課所</p>

<p>①課長、次長、係長の押印日がそれぞれ変更されたもの、②課長のみしか押印日がないもの、③課長の押印日が鉛筆書きのもの、④回議書類の閲覧者が統一されていないものが散見された。</p> <p>同一内容の書類においては、誰に閲覧権限があるのか明確にする必要がある。また、安易に押印日を修正すべきではなく、修正が必要な場合には訂正印により、どのように修正されたのかを明示しておく必要がある。</p>	<p>管事業説明会（平成29年4月21日開催）で、当該意見について説明するとともに、対応策として平成29年度以降の書類の処理について、①同一内容の書類においては、回議書類の閲覧者を統一しておくこと、②押印日の修正が必要な場合には訂正印により、どのように修正されたのかを明示しておくことを指示した。</p>
<p>116 市町村の鳥獣被害対策関係の補助金等支出の比較検討の必要性（群馬県鳥獣害対策地域支援事業費補助金、189頁）</p> <p>本件補助金と同じ目的の補助金が市町村にあるか否かについて、どのような取り組みがあるのかの把握はなされていたものの、本件補助金と同種の補助金等支出の金額・規模までは十分に把握されておらず、また、市町村間の比較分析等もなされていないかった。</p> <p>多額の予算を用いている本件補助金の必要性や有効性を判断する上で、重要な事柄であるので、本件補助金の単価設定や予算規模の適正水準を判断する上で、市町村独自の鳥獣被害対策関係の補助金等支出まで把握し、比較検討を行うべきであると考えられる。</p>	<p>市町村独自の鳥獣被害対策に係る補助制度内容と執行状況の把握に努め、県単補助金制度と比較した上で、個々の市町村に対する補助内容を検討していく。</p>
<p>117 イノシシ等有害鳥獣による人的被害対策との関係（群馬県鳥獣害対策地域支援事業費補助金、190頁）</p> <p>農作物被害に関する鳥獣被害対策はなされているが、イノシシ等が住宅地や商業地に侵入して、住民に危害を加えることに対する対策は、市町村レベルではともかく、全県レベルの取り組みはまだこれからという状況である。</p> <p>イノシシ等による人間に対する攻撃や住宅等の損壊への対策と農作物被害対策は連携して、取り組みを進められたい。</p>	<p>近年、市街地への野生動物の出没が目立ち始めてきており、特にイノシシにおいては人身被害も発生している。</p> <p>そこで、県では、イノシシ等が市街地へ出没し人身被害が発生したり、人身被害等の恐れが生じた場合に迅速に対応するため、県と市町村等の連絡体制の整備と役割分担を明確にすることとし、人身事故の発生と市街地への出没を未然に防止することを目的に、平成29年3月に「イノシシ等の市街地出没対策指針」を作成し、関係機関に周知したところである。</p> <p>今後、この対策指針に基づき、関係機関が連携を密にし、迅速かつ適正に現地対応に努めていく。また、地域住民に対しても誘引物の除去や環境整備等の出没予防対策に地域ぐるみで取り組むよう、啓発・支援を行っていく。</p>
<p>118 補助金の効果測定と補助金交付先に対する経営改善指導（群馬県蚕糸園芸振興事業補助金（園芸農産物振興対策事業費補助）、196頁）</p> <p>本件補助金は、群馬県園芸協会に対して条件付きで1000万円の交付決定を行い、概算払いで500万円支給、実績報告を受けてから、補</p>	<p>園芸生産者の組織する団体として唯一の県域団体であることから、生産振興に不可欠な組織ではあるが、業務改善の意識を向上させるよう指導するとともに、平成29年度中に、会費収入の増加など県補助金の依存度を低減させるべく経営改善を促す。</p>

<p>助金額を確定し、残額500万円支給という事務が続いているが、補助金交付先の業務改善のインセンティブが働かなくなるのではないかとの懸念も生じかねない。</p> <p>業務改善の効果が出ているのであれば本件補助金の効果測定に反映されるべきである。また、同協会が政策目的実現のために不可欠なのであれば、その維持存続が現在過少であるという補助金に依存する度合いを低減させる必要もあり、会員に支持される活動による会費収入の増強などの経営改善を促すべきである。</p>	
<p>119 県の補助事業と国庫補助事業との経費按分 (群馬県蚕糸園芸振興事業補助金(園芸農産物振興対策事業費補助)、196頁)</p> <p>群馬県園芸協会の運営経費について、国庫補助事業の事業費交付金支出が支出の部に計上されており、県の補助事業でない事業への支出が県に対する実績報告書に含まれてしまっている。国庫補助事業の部分は国からの補助金を受け入れて同額を支出するだけであり、負担させるべき経費割合はほとんどないので同協会の運営経費を県の補助事業や国庫補助事業で案分しないとのことであった。</p> <p>国庫補助事業に按分されるべき経費の割合が一定基準以下の場合には、事務の効率性のために経費の案分を省略する例外規定を設けるのは構わないが、原則として、県の補助事業と国庫補助事業は別事業として、共通経費は一定の基準を設けてそれぞれに案分する仕組みだけは最低限設けておくべきである。</p>	<p>平成29年度中に、県補助事業と国庫補助事業との共通経費について、業務割合に応じた案分表の作成を義務付ける仕組みを作る。</p>
<p>120 市町村との役割分担の検討過程 (群馬県蚕糸園芸振興事業補助金(世界で戦えるこんにゃく総合対策事業費補助)、198頁)</p> <p>市町村に同趣旨の補助金があるか否かについて、担当課では網羅的調査を行ってはいないとのことであった。しかし、担当課で事実上把握するという程度では、補助金の必要性を基礎付けるのに不十分という評価もあり得る。</p> <p>市町村に対するアンケート調査など、検討過程が記録に残る方法での調査を行うことが望まれる。</p>	<p>同種の意見に基づき、農業構造政策課から各農業事務所を通じて、各市町村単独事業調べを実施し、農業者に対する機械・施設等整備事業内容等を把握したところ、「世界で戦えるこんにゃく総合対策事業」と同趣旨の補助金がないことを確認した。</p>
<p>121 補助金交付の成果 (ぐんまブランド推進事業補助金(グ</p>	<p>平成29年度から補助金交付事業者と協力して、量販店での消費宣伝事業に併せて、アンケート調査を行い、一般消費者に対する効果の</p>

<p>ッドぐんまの新鮮野菜PR事業補助)、200頁)</p> <p>平成10年度から、テレビCM等の費用の一部について、補助金を交付しているが、当該CMにより、群馬県の青果物がどの程度認知されたのか、販売が増加したのか、その効果について検証を実施していない。</p> <p>テレビCMの効果を直接検証することは難しいが、18年もの間、漠然と補助金を交付し続けることは望ましくなく、どのような成果を上げているのか調査すべきである。県単独で困難であれば、補助金交付事業者と協力して、アンケート調査を実施するなど、その効果の測定を実施すべきである。</p>	<p>測定を実施することとした。</p>
<p>122 補助金交付の有効性 (ぐんまブランド推進事業補助金(6次産業化チャレンジ支援事業費補助)、202頁)</p> <p>本件補助金は、コンペの最優秀事業者に対して補助を実施するものであり、当初計画では、事業費400万円、補助金額200万円であったが、事業縮小により、事業費225万5989円、補助金額121万1989円に減額されている。商品化中止や新商品開発遅延等が理由であるが、当初予算の半分程度の実施では、補助金を効果的に活用できていないと言える。また、事業費にホームページ作成経費等があるが、当初は作成したが、現在は変更されている。事業がうまくいかず、補助金が計画どおりに交付できないことはやむを得ないが、補助金によりホームページ等を作成し、1年経過せずに変更するのでは、補助金を交付した意味がない。</p> <p>補助金交付対象事業の選定に当たっては、実現性を重要視し、十分な人的・物的資源を投入できない事業に対して、補助金を交付することは望ましくない。また、補助金により実施した事業内容をすぐに変更する場合には、補助金の返還を義務づける必要がある。</p>	<p>平成29年度は、審査における「実現性」の配点を上げ、実現性を重要視することとした。</p> <p>また、当事業の補助事業は、6次産業化の初期投資の負担軽減のための支援という性格がある。ホームページを維持していくためには費用負担があり、補助事業終了後に継続しない可能性があるため、平成29年度は、ホームページの作成経費を補助対象から除外した。</p>
<p>123 成果指標の設定と支出の効果の検討方法の活用可能性 (群馬県畜産振興事業補助金(生産振興対策事業……優良繁殖雌牛増頭)、204頁)</p> <p>補助金の交付に当たっては、規則、交付要綱のほか、実施要領、実施基準が設けられており、事業目的、内容、要件が具体的に明記されているとともに、事業主体が事業を</p>	<p>(改善措置を求める意見ではないため改善措置なし)</p>

<p>実施する上での県の管理体制、補助金支出に関する事前・事後の評価を行うための仕組みが整備されている。成果指標についても配慮されており、単価や計算の検証に活かされている。事後評価に関しては、事業の実施主体から、実績報告の際に事業評価表の提出を求め、本事業の実施によりいかなる効果があったかの報告を求めており、県で検討の上、コメントを付して団体に返却している。</p> <p>本件補助金以外の補助金で、成果指標の設定や事前・事後の支出の効果の方法に課題のある補助金事務の参考に供するべきである。</p>	
<p>1 2 4 成果指標の設定と支出の効果の検討方法の活用可能性 (群馬県畜産振興事業補助金(生産振興対策事業……高能力純粋種豚安定供給体制確立)、206頁)</p> <p>補助金の交付に当たっては、規則、交付要綱のほか、実施要領、実施基準が設けられており、事業目的、内容、要件が具体的に明記されているとともに、事業主体が事業を実施する上での県の管理体制、補助金支出に関する事前・事後の評価を行うための仕組みが整備されている。成果指標についても配慮されており、単価や計算の検証に活かされている。事後評価に関しては、事業の実施主体から、実績報告の際に事業評価表の提出を求め、本事業の実施によりいかなる効果があったかの報告を求めており、県で検討の上、コメントを付して団体に返却している。</p> <p>本件補助金以外の補助金で、成果指標の設定や事前・事後の支出の効果の方法に課題のある補助金事務の参考に供するべきである。</p>	<p>(改善措置を求める意見ではないため改善措置なし)</p>
<p>1 2 5 成果指標の設定と支出の効果の検討方法の活用可能性 (群馬県畜産振興事業補助金(生産振興対策事業……乳牛等改良促進)、208頁)</p> <p>補助金の交付に当たっては、規則、交付要綱のほか、実施要領、実施基準が設けられており、事業目的、内容、要件が具体的に明記されているとともに、事業主体が事業を実施する上での県の管理体制、補助金支出に関する事前・事後の評価を行うための仕組みが整備されている。成果指標についても配慮されており、単価や計算の検証に活かされている。事後評価に関しては、事業</p>	<p>(改善措置を求める意見ではないため改善措置なし)</p>

<p>の実施主体から、実績報告の際に事業評価表の提出を求め、本事業の実施によりいかなる効果があったかの報告を求めており、県で検討の上、コメントを付して団体に返却している。</p> <p>本件補助金以外の補助金で、成果指標の設定や事前・事後の支出の効果の方法に課題のある補助金事務の参考に供すべきである。</p>

産業経済部

意見	改善措置
<p>1 2 6 実績報告書の添付資料 (公益財団法人群馬県産業支援機構事業支援費補助金、215頁)</p> <p>実績報告書には経費支出表しか添付されていないため、別途報告を受けている実績内容(相談件数等)を実績報告書に添付し、費用対効果の分析に活用できるようにすべきである。</p> <p>補助対象団体は、国や県からの受託事業を多く実施しているため、補助金の見直しは困難になるかもしれないが、補助事業の費用対効果を適切に分析し、今後の補助金見直しを検討されたい。</p>	<p>平成28年度の実績報告書(平成29年4月5日受理)から、補助事業の費用対効果等を分析するための参考資料として、当該年度における団体の相談実績等が記載された資料を添付させることとした。</p>
<p>1 2 7 消費税等の仕入控除税額 (公益財団法人群馬県産業支援機構事業支援費補助金、215頁)</p> <p>実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らか場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならないと定められている。</p> <p>実績報告書に消費税等の仕入控除税額がゼロと記載されているが、そのゼロが明らかに仕入控除税額のゼロなのか、まだ明らかでないためのゼロなのか、区別がつかない。まだ明らかでないのであれば、仕入控除税額が確定した場合には、消費税等の額の確定に伴う報告書を提出し、補助金を返還させる必要がある。適正な補助金手続きを促すためにも、実績報告書にゼロの根拠等の説明を加えることが必要である。</p>	<p>平成28年度の実績報告書(平成29年4月5日受理)から、消費税等の仕入控除税額が明らかにゼロの場合には、その根拠を注記させることとした。</p> <p>なお、平成28年度実績報告書における注記の内容は次のとおり。 「本補助金による支出(課税仕入れ等)は、特定収入の特例計算の対象となり、仕入税額控除から全額が除外されるため、0円となる」</p>
<p>1 2 8 補助金の効果 (小規模事業経営支援事業費補助金、217頁)</p> <p>補助金による効果を表すのは大変難しいが、各団体で補助事業に使われている費用と、補助事業から得ら</p>	<p>小規模事業経営支援事業費補助金の効果について、次のとおり検証を行っている。</p> <p>①事業実績報告書による小規模事業者指導実績の報告 毎年4月の補助事業実績報告書において、小規模事業者指導実績(相談指導、計画作成支援等)の件数を報告してもらい、指導実績に応じて補助金額を増減する事業評価を行い、効果の向上を図って</p>

<p>れる効果を分析する必要がある。 補助金の効率的な支出のために、補助事業の内容を含め、継続的な検証が必要である。</p>	<p>いる。 商工会においては、平成27年度までは相談指導件数が減少していたが、平成28年度には+5.5%の増加に転じ、効果が現れている。</p> <p>②小規模事業者持続化補助金の獲得支援 商工会・商工会議所では、小規模事業者の販路開拓等を支援する小規模事業者持続化補助金の獲得を支援しており、特に商工会は全国上位の補助金獲得実績（平成28補正・採択数367件）を挙げており、補助事業による小規模事業者支援の成果といえる。</p> <p>③経営発達支援計画の認定 県内商工団体では、小規模事業者支援法に基づき認定される経営発達支援計画を積極的に申請しており、平成29年6月時点で半数以上の商工団体（商工会26/43、商工会議所5/10）が認定を受け、国から5年間の補助金が交付されるなど、成果を挙げている。</p> <p>④商工団体の事務監査の実施 県では毎年、商工団体の事務監査を実施し、収支比率等の財政状況、企画提案型事業の成果報告や、職員単位での相談・指導件数等について報告を求めている、事業成果や課題の把握を行っている。</p>
<p>129 商工会議所への交付金見直し（群馬県商工会議所連合会補助金、220頁） 本件補助金は、一般社団法人群馬県商工会議所連合会の運営費の一部を補助するものである。その運営費の中で県内10か所ある商工会議所への交付金が補助金全体の約50%を占めている。商工会議所はその補助金を広報誌・機関紙の発行費用に利用しているが、会議所連に対して補助事業の実績報告書として会報名や発行時期、補助金額、自己負担額等を記載しているのみである。 広報誌・機関紙の効果を指標化するのは難しいが、配布される事業者等にアンケート等を実施し、広報誌等がどの程度活用されているのか、商工会議所の会員の要望を充たしているのかを調査することは可能と考えられる。その結果をもって、広報誌等に対する交付金の見直しを検討すべきである。</p>	<p>商工会議所の広報誌等発行の効果を検証するため、商工会議所会員企業に対するアンケート調査を平成29年7月から開始し、同年11月までに調査結果をとりまとめる予定である。</p>
<p>130 繰上げ返済による補助金返納時の検査 （群馬県小口資金融資に係る信用保証料補助金、223頁） 実績報告提出後、時間も限られていることから、おおよそ全体の1%程度を抽出して確定検査を実施しているが、繰上げ返済の場合、抽出対象外となり、確定検査は実施していない。 過去に繰上げ返済による返納について間違いがあり追加返納を受けた事実があるため、群馬県信用保証協会に返納金の計算をすべて任せるのではなく、県による確定検査も実施すべきである。</p>	<p>補助金交付及び返納金の受領については半期ごとに実施しているが、平成28年度下期分から、条件変更にかかる検査件数を増やすとともに、返納金についても検査を実施することとした。</p>

<p>また、条件変更についても、現在確定検査で2～3件程度は検査対象としているが、なるべく多くの件数を検査対象とすべきである。</p>	
<p>1 3 1 補助金の効果 (中小企業経営資源強化対策事業費補助金、225頁) 公益財団法人群馬県産業支援機構は、補助事業に関する毎月の実績を「月報、相談案件一覧表及び専門家派遣事業進行管理表」により翌月10日までに県へ報告している。月例報告は、補助事業に関してかなり細かく実績が記載されているため、県としてもこれらを補助金の費用対効果の分析に活用すべきである。そして、その結果をもとに機構に対して、補助事業の見直し等の提案や意見を積極的に行うことが望まれる。</p>	<p>今まで以上に、月例報告を活用した事業の進捗管理を徹底し、年度途中でも事業の実施方法を再検討するなどして、費用対効果の高い事業にしていく。</p>
<p>1 3 2 県と市町村の補助金の負担割合 (群馬県商店街活性化支援事業費補助金、227頁) 本件補助金は、ソフト事業（活性化推進事業）では補助対象経費の3分の1、ハード事業（施設整備事業）では補助対象経費の4分の1を県と市町村が同率で負担していた。商店街の活性化は、補助金も含めて市町村がより主体的に支援していくべきものである。商店街の活性化における県の役割は、主として、市町村の支援の不足を補うこと、特に都市部と山間部の市町村の財政力の格差を緩和することにあると考えられる。 補助金の負担割合を再検討し、見直しの余地があれば、ボトムアップで全庁的対応の変更を促すといったダイナミズムがあってもよいのではなかろうか。</p>	<p>平成28年度から補助対象を「新たな経済活動・価値・魅力等を創出するために取り組むモデル的な事業」とし、予算の範囲内で、事業ごとに採択額を検討している。負担割合についても、市町村が県の補助額を上回って補助しているものもあり、一律ではない。</p>
<p>1 3 3 補助金の効果あり方検討 (群馬県商店街活性化支援事業費補助金、227頁) 補助事業によって、本件補助金の目的である商店街の活性化に繋がっているのかどうかは明確ではない。住民の声を聞くために、アンケート等を実施することも必要である。その意見をもとに、商店街活性化の方策を探り、その上で今後の補助金のあり方等について検討する必要がある。</p>	<p>事業実施主体に対し、アンケート等による事業効果の検証を求めているところであり、今後も継続して、事業に反映していく。</p>
<p>1 3 4 実績報告の充実 (群馬県地場産業総合振興対策事業補助金、229頁)</p>	<p>平成29年度から、実績書に「事業計画書の目標値に対する達成度合い」及び「次年度以降の計画」を記載することとした。 補助金のあり方については、平成29年度に補助金のあり方について</p>

<p>本補助事業によって本県地場産業振興にどの程度効果が出ているかは不明である。</p> <p>補助事業実績報告の様式には事業内容及び効果・成果欄が設けてあるが、販路開拓の具体的方法や来期以降の振興策等も記載してもらう必要がある。また、県としても実績報告をもとに補助金の効果を分析し、補助金のあり方の見直しを検討することも必要である。</p>	<p>て検討を行い、平成30年度から運用する。</p>
<p>135 補助金の統合 (群馬県伝統的工芸品産業産地補助金、230頁)</p> <p>本件補助金は、国指定の伝統的工芸品が対象となるため、「桐生織」「伊勢崎緋」の2つのみが対象である。直近5年間では、伊勢崎緋が振興計画に取り組んでいないため、補助対象外となり、桐生織のみが補助対象となっており、金額も毎年同額である。このような状況であれば、補助金事務の効率化の観点から同じ工業振興課が所管している地場産業総合振興対策事業補助金に統合することもよいのではないだろうか。要綱等の改定新設も含め検討されたい。</p>	<p>平成29年度に補助金のあり方について検討を行い、平成30年度から運用する。</p>
<p>136 事業運営の適正化 (群馬県シルバー人材センター連合事業費補助金、232頁)</p> <p>本件補助金は、知事からの指定を受け、高齢者に対する臨時的・短期的な就業機会の提供等の事業を行っている財団に対して運営費の一部を国と県が補助するものであるが、就業機会の提供は、同種の民間事業者を圧迫する可能性を秘めている。</p> <p>したがって、民間事業者との事業のすみ分けを図るような事業運営の指導を行っていく必要がある。また、対価についても、地域における類似の仕事の対価に比べ著しく低くならないよう管理する必要がある。本件補助金の効果を最大限引き出せるよう適正な事業運営の管理が望まれる。</p>	<p>シルバー人材センターは、企業、家庭、官公庁などから業務を受注し、それらを、請負、委任、派遣、職業紹介の形態によって臨時的かつ短期的又は軽易な就業を希望する高齢者（会員）に、働く場を提供している。</p> <p>このような就業機会の提供が同種の民間事業者を圧迫することのないよう、「シルバー人材センターの適正就業ガイドライン（平成28年9月、厚生労働省（公社）全国シルバー人材センター事業協会）」に沿った適正な事業運営の徹底を図るよう指導している。</p>
<p>137 補助金額の見直し (群馬県シルバー人材センター連合事業費補助金、232頁)</p> <p>本件補助金は、国と県が折半で負担しており、直近5年間一定額である。少子高齢化が進展する中、本県の社会経済の活力を維持するためにもシルバー事業の役割は非常に大きい。</p> <p>したがって、補助金額について</p>	<p>少子高齢化の進展に伴い、高齢者の活躍に対する社会のニーズや、まだ働きたいといった高齢者自身のニーズも高まっており、シルバー人材センター事業の業務は拡大している。</p> <p>シルバー人材センター連合会へは、例年、予算編成にあたり、人員増も含めて積極的な事業運営を行うよう助言している。</p>

<p>は、一定額ではなく必要に応じて変動することもよいのではなかろうか。財団の事業運営の効率化を最大限に図った上で、補助金の必要性の明確な根拠があれば、国庫補助金額の増額を求めることも必要である。</p>	
<p>138 補助金額の見直し (群馬県生産性本部補助金、234頁) 補助対象である群馬県生産性本部は、中小事業者に対して研修等を年間20件程度実施し、本件補助金はその一部を助成しており、県内の中小企業者等の生産性の向上に効果を上げている。 しかし、研修の参加人数や研修後のアンケートの結果を考慮して、研修件数を絞り込むことも必要であり、妥当な補助金額を検討すべきである。生産性本部の自立を促すため、今後も段階的な減額を検討されたい。</p>	<p>群馬県生産性本部事務局では、平成28年度に臨時職員を廃止し、事務局長1名で事業・事務運営及び経理を行っているほか、事務局長自身が産業カウンセラーの資格を取得し、自ら講師を勤めるなどして経費節減を図ってきた。 研修については、上記のような事務局の体制もあり、参加人数やアンケート結果等に基づき随時見直しを図っているが、費用対効果の観点から事業の選別等を進めるよう指導していくとともに、経済的自立を促す観点から今後も補助金額を段階的に減額していく。</p>
<p>139 実績報告書の添付資料の改善 (一般社団法人群馬県技能士会連合会補助金、235頁) 実績報告書に添付されている収支決算書では、技能者育成促進費にもものづくり体感事業3校とあり、予算上の5校とは異なっている。また、事業内容の写真資料においても5校分が添付されている。一般社団法人への移行時の公益目的財産の支出で一部対応しているためとのことであるが、補助金事業として実施しているのであれば、実績報告書の添付資料にはものづくり体感事業5校と分かるように記載すべきである。</p>	<p>平成28年度の実績報告書からは、ものづくり体感事業を実施した小学校全てについて、補助事業として実施したことが分かる記載内容に改善するよう一般社団法人群馬県技能士会連合会に指示し、改善指示の内容が反映された実績報告書を受理することとした。</p>
<p>140 補助事業の方法 (一般社団法人群馬県技能士会連合会補助金、235頁) 毎年度県内小学校315校のうち5校を対象に技能士が訪問する現行の補助事業では、ものづくりを実際に体験できるのは、県内小学生のごく一部に留まる。より多くの小学生が体験することができるよう、技能士の訪問対象となる小学校数を増やすほか、例えば、逆に、技能士のもとへ小学生が足を運ぶ方法も有効と考えられるので、検討されたい。</p>	<p>体験可能な小学生数を増やすための対応として、ものづくり体感事業への参加技能士会数を拡大することとし、一般社団法人群馬県技能士会連合会とともに、これまで参加していない技能士会に対して、参加の働きかけや体験内容の提案等を行う。</p>
<p>141 実績報告書の添付資料の改善 (群馬県観光物産国際協会運営費補助金、237頁) 実績報告書の添付資料の中に補助対象先である公益財団法人群馬県観光物産国際協会の予算額と実績額を</p>	<p>実績報告書提出の際に予算額と実績額を比較できる資料を添付させる要綱改正を平成29年4月1日付けで行った。</p>

<p>比較する資料がない。本件補助金は、公益財団法人群馬県観光物産国際協会の予算額をもとに補助金額を算出していることから、補助金の効果を測定する意味でも、予算額と実績額が比較されている資料があったほうがよい。</p>	
<p>1 4 2 補助金額算出方法の見直し (群馬県観光物産国際協会運営費補助金、237頁)</p> <p>補助金額は、公益財団法人群馬県観光物産国際協会の事業計画と県予算の双方を考慮して算定される。主に人件費を対象としているが、直近3年間は同額であり、補助金算定根拠が必ずしも明確ではなく、交付要綱にも「別途知事が定める額」としか定められていない。</p> <p>現在、一部収益事業も営む群馬県観光物産国際協会の自主財源強化の取組に併せて県の補助金額の算定方法を見直しているところなので、具体的な算定方法の提言は留保するが、新たな算定方法が固まったら、計算式などを明示して、予算編成資料だけでなく、補助金支給事務の基準となるべき交付要綱にも反映させることを検討されたい。</p>	<p>算定方法の見直し等と併せて、交付要綱への反映などについて検討している。</p>

県土整備部

意見	改善措置
<p>1 4 3 交付決定以前の支出の効果の検討 (中小私鉄等振興対策事業補助金、241頁)</p> <p>わたらせ渓谷鐵道、上毛電気鐵道及び上信電鉄の安定的な運営のための利用者促進が目的となっているため、定額補助金を利用してイベント列車等で一時的に乗客を増やすことよりも、安定的な乗客（通勤・通学者）の利用促進・分析を実施することの方が重要である。</p> <p>調査会社によるこれらの分析や乗客者のアンケート等の独自調査の実施を検討してもよいのではないだろうか。</p>	<p>平成29年度は、安定的な乗客（通勤・通学者）を確保するため、利用促進のためのチラシを作成する。</p> <p>また、上信電鉄沿線市町村連絡協議会及び上信電鉄に対し、イベント列車の参加者や通学者等に対するアンケート調査の実施を依頼した。ただし、平成29年度の事業計画は、平成29年5月11日の上信電鉄沿線市町村連絡協議会の総会で既に決定しているため、アンケート調査は試行的に行い、平成30年度の事業に反映してもらうよう依頼している。</p>
<p>1 4 4 実績報告書の訂正に伴う再提出 (中小私鉄等振興対策事業補助金、241頁)</p> <p>補助対象期間外の実施事業が入っている実績報告書を、訂正させずに受理されていた。</p> <p>実績報告書について間違いがあれ</p>	<p>平成28年度の実績報告書については、間違いがないかどうか確認の上受理した。平成29年度以降、実績報告書に間違いがあった場合は、再度提出してもらうよう徹底する。</p>

<p>ば訂正して再度提出してもらわなければならない。</p>	
<p>1 4 5 支出の効果と補助事業のあり方の検討 (交通指導員活動促進事業補助金、2 4 2 頁) 市町村では、条例に基づき交通指導員の目標適正人数を設定しているが、適正人数により交通事故が減るかどうかは不明であり、適正人数に達したとしても、その後高齢になり辞めていく者も多くなるため、今後も交通指導員を確保していくのは困難になると思われる。 交通指導員の活動を促進する観点からは、被服費補助にこだわらず、県と市町村で他県事例等も含め多角的に検討されてはどうだろうか。</p>	<p>現在、県が市町村へ行っている被服費補助は、過去の市町村への要望調査に基づき実施しているものである。 意見を踏まえ他県事例を参考にしながら、市町村に対し現在における要望を改めて調査し、その結果を踏まえて、平成30年度事業を効果的に実施する。</p>
<p>1 4 6 補助事業執行状況報告書の提出 (群馬県公共下水道事業費補助(単独管渠整備促進費補助)、2 4 5 頁) 現状では、メールで執行状況報告が提出されているが、様式も定められていることから、書面での提出を求め、保管しておくことが必要である。</p>	<p>平成28年度第3四半期から、関係市町村に対して書面での提出を求め、保管することを徹底している。</p>
<p>1 4 7 支出の効果の検討 (群馬県農業集落排水施設整備促進交付金(農業集落排水事業費補助:汚水処理施設整備交付金)、2 4 7 頁) 平成29年度で新設の汚水処理施設整備が完了する予定であり、今後は更新整備が主体となる。更新整備は新設に比べ、仮設費用がかさむとのことであるが、本件交付金の交付率は1.8%に過ぎず、農業集落排水の整備促進という目的に対してどれだけの効果があるのか、疑問がないこともないので、更新整備に備えての本件交付金の交付の効果の検討を進めることが望ましい。</p>	<p>県内市町村における更新整備の実施状況や今後の整備計画、全国の補助率等について情報収集した上で、整理・分析を行い、本交付金の効果を検討していく。</p>
<p>1 4 8 支出の効果の検討 (群馬県浄化槽整備事業費補助金(浄化槽整備費補助)、2 4 9 頁) 県では、汚水処理人口普及率の状況を管理し、平成31年度末に87.4%の普及率を目指している。 県民生活の向上に繋がる補助金であるため、今後も汚水処理人口普及率を管理し、効果的な補助金利用を推進すべきである。</p>	<p>これまでも、汚水処理人口普及率の向上を目指し、継続的に普及率の管理を行っている。 今後も、目標達成に向けて、年度毎の進捗管理を実施しながら、効果的な補助金利用を図ることで、計画的な整備を推進していく。</p>
<p>1 4 9 補助制度の整備の推進 (群馬県木造住宅耐震改修支援事業費</p>	<p>制度未整備の14町村に対して、補助制度の整備を促している。 平成29年4月から、新たに1町が補助制度を整備し、未整備は1</p>

<p>補助金、250頁) 本件補助事業は市町村が中心となっているため、各市町村で補助制度を整備されていることが望ましいが、現在14市町村で補助制度が未整備である。 日本各地で地震が頻繁に発生している今日、耐震改修工事は早急に実施すべき事業であるため、制度未整備市町村の早急な整備が望まれる。</p>	<p>3町村となった。 なお、人口カバー率は約95%に達している。</p>
<p>150 補助事業の情報提供 (群馬県木造住宅耐震改修支援事業費補助金、251頁) 耐震改修工事は、早急に進めるべき事業であり、早い段階で「群馬県耐震改修促進計画(2016～2020)」で定めた平成32年までに住宅の耐震化率を95%とする目標を達成できるように住民への情報提供等を市町村のみならず県も積極的に実施すべきである。</p>	<p>平成27年度から市町村と協力し、県民向け耐震講座において、木造住宅耐震改修補助制度について情報提供を行っている。</p>
<p>151 補助金支出の事後的評価 (群馬県まちなか居住再生等支援事業補助金、252頁) 本件補助金の対象要件として、10戸以上の住宅供給とあるが、年数を経ていくことにより、居住者数の減少や利用目的が居住ではなくなる可能性もある。 居住者数の管理と適正な居住利用がなされているかどうかを確認する必要があるため、要綱等を改正して継続的な状況報告書の提出を求めることを検討されたい。</p>	<p>平成29年4月から要綱を改正し、継続的な状況報告書の提出を求めるように改善している。</p>

教育委員会

意見	改善措置
<p>152 交付決定時の支出の効果の検討 (高等学校等奨学金貸与事業の運営費に係る補助金、255頁) 成果指標がなく、補助金支出の効果測定などの分析が行われていない。補助金によっては、評価を行う上で適切な成果指標の設定が難しいこともあり得るが、可能な限り具体的な成果指標を設定した上で、補助金の効果測定・評価を行うべきである。客観的な成果指標によることができる場合には、それにより、それが難しい場合も、アンケートの集計など主観的な要素が含まれても工夫次第で客観化し得る方法を模索すべきである。</p>	<p>本補助金は、(公財)群馬県教育文化事業団が実施している、学習意欲がありながら経済的理由により高等学校等での修学が困難な生徒に対し、奨学金を無利子で貸与する「高等学校等奨学金貸与事業」の運営費に要する経費への補助である。 奨学金貸与者に対し、奨学金が高校進学や修学継続にどのように貢献したかについてアンケートを実施し、奨学金貸与事業の効果を検証する。</p>

<p>1 5 3 補助対象事業の内容・補助金交付の目的の定め (公立学校共済組合群馬支部福祉事業補助金、256頁)</p> <p>交付要綱には、補助対象事業の内容・補助金交付の目的に関する定めがなく、「趣旨」として「県は、公立学校共済組合群馬支部が実施する各種の福祉事業に…補助金を交付する」との記載があるのみである。</p> <p>補助金の位置付けを明確にする意味でも、補助対象事業の内容・補助金交付の目的の定めを明記すべきである。</p>	<p>平成29年3月に要綱を改正し、交付の目的を明記した。</p>
<p>1 5 4 支出の効果の検討と事後評価 (公立学校共済組合群馬支部福祉事業補助金、256頁)</p> <p>補助金の対象事業は、人間ドック・骨密度検診・教職員カウンセリングである。</p> <p>本件補助金は労働安全衛生法からも根拠付けられているものであるが、より効率的・有効的・経済的に補助金が機能するようにするために、支出の効果の検討と実施後の評価を行うことが望ましい。</p>	<p>平成29年度事業開始時に支出の効果について検討を行った。 また、平成29年度事業から実施後の評価を行う。</p>
<p>1 5 5 成果指標ないし目標の設定 (へき地教育センター運営費及びへき地学校巡回図書補助、258頁)</p> <p>成果指標が設定されていないため、補助金の必要性・妥当性の検証のための有効な効果測定ができない状態となっている。</p> <p>成果指標を設定しづらい面もあると思うが、成果指標や目標を設定しないことは妥当ではないため、具体的な成果指標又は目標を設定すべきである。例えば、へき地教育センター利用者にアンケートを行い、その結果を評価し、目標設定につなげることも考えられる。</p>	<p>平成29年度中に、へき地教育センターの役割を踏まえた成果指標又は目標の設定を予定している。</p>
<p>1 5 6 補助金の目的と補助事業の定め方 (地区中学校・高等学校生徒指導対策協議会補助金、260頁)</p> <p>本件補助金の目的として、「各地区中学校・高等学校生徒指導対策協議会に対して補助し、その活動等の促進を図り、本県教育の振興に資すること」としか定めがなく、補助事業としても「広域非行防止活動」「研究調査活動」「中高交流活動」としか定めておらず、本件補助金の目的が曖昧であり、支出の効果についての検討もできていない。</p> <p>生徒指導の課題は各地区によって異なっており、一律に具体的な項目</p>	<p>平成28年度に補助金交付要綱を次のとおり改正した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助金交付要綱の目的を「各地区における生徒指導上の課題への取組の促進を図ること」とした。 ・補助金交付申請書に添付する実施計画書に「地区における生徒指導上の課題」欄及び「補助事業の目的」欄を設けた。

<p>を目的に掲げることは困難な状況であるため、本件補助金の目的と補助事業については、各地区の課題への取組を促進させる点を記載し、支出の効果の検討をすべきである。</p>	
<p>157 支出の効果の検討方法 (地区中学校・高等学校生徒指導対策協議会補助金、260頁) 本件補助金の目的に対して、補助金支出がどの程度効果があったのか検討し、評価を行うべきであるが、非行件数の増減など分かりやすい数値では必ずしも測りきれないものがある。 しかし、本件補助金によって、達成されるべきあるべき状態を想定し、それに対して、どの程度の効果があったのか、各地区の生徒指導担当教員へのアンケートなどを通じて、支出の効果の検討を行うことが望ましい。</p>	<p>平成28年度に補助金交付要綱を改正し、実績報告書に「補助事業の効果」欄を設けた。</p>
<p>158 支出の効果の検討方法 (全国高等学校総合文化祭派遣事業補助金、261頁) 本件補助金については、支出の効果の検討や事後的評価がされていない。 順位が付かない種目もあり、具体的な成果指標を設定しづらいという面もあるが、専門部ごとの責任者にアンケートを採るなどして、支出の効果の検討や事後的評価を行うことが望ましい。</p>	<p>平成29年度から、派遣部門の群馬県高等学校文化連盟理事及び被派遣校生徒・引率教諭に対するアンケート調査を実施する。内容は、現地での生徒の活動の様子、他の都道府県の参加生徒との交流の内容、本県についてのPRの内容等である。</p>
<p>159 実績報告の提出期限 (群馬県市立特別支援学校費補助金、263頁) 事業実績報告書の提出期限が「当該補助金の交付決定を受けた補助事業者は、年度終了後1か月以内」と定められていることについて、無用な解釈の余地のない、一義的で明確な規定とすることが望ましい。</p>	<p>現行の交付要綱中の、実績報告書の提出期限に係る規定について、「年度終了後1か月以内に(中略)県教育長に提出するものとする」という文言中の「年度終了後1か月以内」という箇所を、「交付決定を行った日の属する会計年度の終了後1か月以内」に改め、平成29年度中に交付要綱を改正する。</p>
<p>160 実績報告の提出期限 (群馬県市立特別支援学校施設整備費補助金、265頁) 事業実績報告書の提出期限が「事業完了の日から10日以内又は翌年度4月10日のいずれか早い日まで」と定められていることについて、無用な解釈の余地のない、一義的で明確な規定とすることが望ましい。</p>	<p>現行の交付要綱中の、実績報告書の提出期限に係る規定について、「事業完了の日から10日以内又は翌年度4月10日のいずれか早い日まで(中略)県教育長に提出するものとする」という文言中の「事業完了の日から10日以内又は翌年度4月10日」という箇所を、「事業完了の日から10日以内又は交付決定を行った日の属する会計年度の翌年度4月10日」に改め、平成29年度中に交付要綱を改正する。</p>
<p>161 具体的な成果指標などの設定 (昆虫の森・天文台自然学習教室事業費補助金、266頁)</p>	<p>施設の利用促進の面では、各施設が利用校数を目標設定していることから、本件補助金においても利用校数を成果指標とする。 自然体験を伴う教育の目的の面では、学校向けプログラムの提供に</p>

<p>本件補助金の具体的な成果指標などは定めておらず、自然体験を伴う教育の目的や県有施設の利用促進に対して、どのような効果があるのか具体的に把握することが困難である。</p> <p>施設の利用促進の側面では、利用者数や利用件数などに基づいて成果指標を設定することが可能であると考えられる。他方、自然体験を伴う教育の目的については、参加者の満足度を調査することや、理科教育に好影響を与えた程度を指標化することなどの方策が考え得るが、この点は教育現場での利用のされ方などを調査して、指標を設けることができるかの検討が求められる。</p>	<p>よる効果などが考えられるが、これは各施設の本来業務であり、バス代を補助する本件補助金の性格から、本件補助金に関し具体的な指標を設けることは困難と考える。</p>
<p>1 6 2 実績報告を受けた後の評価 (昆虫の森・天文台自然学習教室事業費補助金、266頁)</p> <p>補助事業者から実績報告を受けた後、実績報告書の正確性の検証を行うにとどまり、補助金の効果の評価はされていなかった。</p> <p>本件補助金を継続すべきかどうか、どの程度の予算が必要なのか等といった点を検討するためには、本件補助金の効果についての事後的評価を行うことが望ましい。</p>	<p>平成29年度から補助金の効果については、事後の検証を行うこととする。</p>
<p>1 6 3 補助金交付先の選定と支出の公平性 (社会教育関係団体補助金、268頁)</p> <p>本件補助金は、社会教育団体及び群馬県教育委員会が認める団体の活動を助成するために交付されるものであるが、交付先は群馬県地域婦人団体連合会のみである。他に補助対象となり得る相手先は存在しないと認識しているが、定期的に確かめることはしていないとのことであった。</p> <p>「社会教育関係団体」とは、社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とする団体であり、群馬県地域婦人団体連合会のみであるとは限らない。また、補助対象事業としても、①全県の又は、広域にわたるものであること、②社会教育上の成果が期待できるものであることとの限定しかなく、他にも①②に該当する事業を行っている団体等が存在する可能性がないとはいえない。</p> <p>社会教育委員の会議の意見を聴いて本件補助金を交付しているが、社会教育委員会の会議で適正な審議がなされるようにするためにも、本件</p>	<p>社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とする全県の又は広域にわたる団体で、社会教育上の成果が期待できる団体は、同様の補助金が交付されている団体を除き、他には該当がないことを確認した。</p> <p>今後も、他に補助対象となり得る団体がないかについて、毎年確認を行う。</p>

<p>補助金の交付対象となり得る団体等の有無についての調査結果を提示した方が望ましいと考えられる。</p> <p>定期的に補助対象となり得る団体等の有無を確かめることによってこそ、本件補助金支出の公平性が保たれると考えられる。</p>	
<p>1 6 4 支出の効果の検討 (社会教育関係団体補助金、2 6 9 頁)</p> <p>本件補助金の支出の効果については、「本県における婦人団体の中核である群馬県地域婦人団体連合会の事務局運営が強化されることにより、県内の婦人団体との連携が図られ、婦人の資質向上や地域においての連帯感の高揚、青少年の健全育成、生活環境の改善、ボランティア活動等が活発に行われ潤いのある地域社会作りのための一助となっている。」と評価付けされている。</p> <p>検討内容が抽象的であり、具体的とはいえない。具体的な成果指標を設定するなどして、本件補助金の効果を具体的に検討できるようにすることが望ましい。</p>	<p>平成29年度から補助金交付の具体的な成果として、会員数と機関誌について指標を設定し、効果を把握することとする。</p>
<p>1 6 5 補助金交付先の選定と支出の公平性 (社会教育(青少年教育)関係団体補助金、2 7 0 頁)</p> <p>本件補助金は、社会教育団体(青少年教育)の活動の推進を図るために交付されるものである。交付先は、日本ボーイスカウト群馬県連盟、(一社)ガールスカウト群馬県連盟、(公社)群馬県子ども会育成連合会の三団体に限られているが、他に補助対象となり得る相手先等がないか定期的に検討してはいるとのことであった。</p> <p>「社会教育関係団体」とは、社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とする団体であり、前記三団体のみであるとは断定しきれない。また、補助対象事業としても、①全県的又は、広域にわたるものであること、②社会教育(青少年教育)上の成果が期待できるものであることとの限定しかないことから、他にも①②に該当する事業を行っている団体等が存在する可能性があるともいえ、前記三団体のみ補助金支出をするに際しては、公平性が保たれるよう配慮すべきである。</p>	<p>社会教育(青少年教育)に関する事業を行うことを主たる目的とする全県的又は広域にわたる団体で、社会教育上の成果が期待できる団体は、同様の補助金が交付されている団体を除き、他には該当がないことを確認した。</p> <p>今後も、他に補助対象となり得る団体がないかについて、毎年確認を行う。</p>
<p>1 6 6 支出の効果の検討 (社会教育(青少年教育)関係団体補助金、2 7 1 頁)</p>	<p>平成29年度から補助金交付の具体的な成果として、参加人数等について指標を設定し、効果を把握することとする。</p>

<p>本件補助金の支出の効果について、特に成果指標が定められておらず、成果指標等に基づいた事前・事後の支出の効果の具体的検討もなされていなかった。</p> <p>本件補助金は創設時からの経過年数も相当長期化しており、一般的に、同種団体の活動が低調となっていく中で、支出を継続することの正当性については、支出の効果の具体的検討を経てみないと、判定が難しいともいえる。</p>	
<p>167 補助金の廃止を検討すべきこと (へき地学校巡回検診事業補助金、273頁)</p> <p>補助金設置当初と比較し、医療の拡充及び交通環境の整備が進んだ現在にあつては、いわゆるへき地にあつても医療へのアクセスが必ずしも不十分とはいえ、医師等の派遣につき補助を行う本件補助金が果たす役割は薄れていると言わざるを得ない。平成25年には補助金を対象経費全額から2分の1に減額する見直しをしているが、補助金自体の意義を再考し、廃止も含めて再検討を行うべきである。</p>	<p>平成29年度中に、補助金の意義を再考し、廃止を含めて補助金のあり方を検討する。</p>
<p>168 効果測定が不十分であること (へき地学校巡回検診事業補助金、273頁)</p> <p>本件補助金は、へき地に医師を派遣し生徒の医療へのアクセスを確保するものであつて、病気等の早期発見や未然の防止こそが診断の目的であると言えるから、事業実施による診断結果を把握することが肝要であり、補助金の効果の把握と言える。具体的には、診断について、何人が受診し、何人が再受診または経過観察となり、何人が要治療となったのか等、その具体的な結果を得て初めてその効果を把握できているといえる。</p> <p>本件補助金の実績報告書をみると、具体的な診断結果として上記事情を記載する市町村もあれば、参加人数と抽象的結果しか報告していない市町村も散見された。市町村に対して上記具体的な結果を報告するよう求めるべきである。</p>	<p>平成29年度から、実績報告書の提出に当たり、該当市町村に対し、「実施した事業の効果」として具体的な検診結果を記載するよう求め、当該事業の効果を把握する。</p>
<p>169 要綱を見直すべきこと (群馬県体育大会等振興費補助金、275頁)</p> <p>本件補助金は、群馬県体育大会等振興費補助金交付要綱に基づき17項目の補助金を支出しているところ、</p>	<p>平成29年度中に、群馬県体育大会等振興費補助金交付要綱を改正し、補助金の支給基準を明確にする。</p>

<p>その規模、内容等は大きく異なるのであって、本要綱のみでその全てを網羅しようとすれば、必然的に内容は抽象的なものとならざるを得ない。また、各補助金の基礎となる算出方法や補助対象経費等の規定は要綱に規定すべきである。</p> <p>各補助金に即した形で要綱を見直し、必要があれば補助金の区分に応じて要綱の細分化を検討すべきである。</p>	
<p>170 旅費の算出方法を明確に規定すべきこと (群馬県体育大会等振興費補助金(③群馬県高等学校総合体育大会開催費補助金、⑤全国・関東高校体育大会派遣費補助金)、276頁)</p> <p>本件補助金の実施要領には、旅費の算出方法が規定されているが、JR鉄路以外の利用が必要となった場合の算出方法、特急、急行料金の措置、新幹線や指定席利用等に関する規定等が存在しない。</p> <p>補助金の交付に当たってその算出方法が重要であり、これら料金の計上が必要なのであれば、要綱または要領においてより具体的に明記すべきである。そのほか、旅費支給基準の必要性等につき、交付先団体の算定基準や領収書などの根拠資料に基づいてチェックするとともに、県の旅費に関する支給基準を参考にするなどして、客観的に妥当であるかどうかのチェックも行うべきである。</p>	<p>平成29年度中に、体育大会等開催費補助事業実施要領を改正し、県の旅費規程に関する支給基準を参考に旅費の算出方法を明確にする。</p>
<p>171 高体連の運営収支状況を把握すべきこと (群馬県体育大会等振興費補助金(③群馬県高等学校総合体育大会開催費補助金)、276頁)</p> <p>本件補助金は群馬県高等学校総合体育大会開催事業に係る事業費補助である。本事業は、県の補助金、高体連・専門部・競技団体の負担金、参加料その他により実施されているところ、本件補助金の支出の額が適正相当であるというためには、負担金を支出する各団体の収支状況についても一定程度把握する必要がある。</p> <p>事業実施主体である高体連の運営収支状況についても、資料の提出及び現地調査等により把握し、額の見直し等を検討すべきである。</p>	<p>平成29年度から、高体連に対し収支状況に関する資料を提出させるとともに、現地調査等により、運営収支状況を把握する。</p>
<p>172 概算払いの必要性につき疎明資料を求めるべきこと (群馬県体育大会等振興費補助金(②全国・関東中学校体育大会派遣費補</p>	<p>平成29年度から、概算払請求の際には、事業主の資金状況を表した資金計画を概算払請求書に添付することとし、県側でもその旨を確認する。</p>

<p>助金、⑥全国高等学校野球選手権大会派遣補助金、⑦選抜高等学校野球大会派遣補助金)、276頁)</p> <p>本件補助金②は、概算払いを実施しているが、概算払いは額確定前における事業実施のための例外的措置に過ぎないことからすれば、概算払いは必要かつ相当な範囲で認められなければならない。</p> <p>疎明資料としては、夏季全国大会においてのみ、連盟の一般・特別会計予算の概要書が提出されているが、より具体的な年間の収支予算計画書等の提出を求めた上で、必要かつ相当な範囲の検討を行うべきである。また、本件補助金⑥⑦について、概算払いの理由は、「本大会出場にあたり多大なる経費の支出が見込まれ、派遣事業を円滑に推進するため」と記載されるのみで、疎明資料は添付されていない。</p> <p>補助金の交付はあくまで補助金額の確定後が原則であって、概算払いはあくまで必要性が認められる場合の例外であることからすれば、概算払いを必要とする必要性につきより具体的な記載を求め、また資料をもって必要性の疎明を求めるべきである。</p>	
<p>173 補助額の妥当性、算定方法につき再検討を行うべきこと (群馬県体育大会等振興費補助金(⑥全国高等学校野球選手権大会派遣補助金、⑦選抜高等学校野球大会派遣補助金)、277頁)</p> <p>本件補助金は、群馬県高等学校野球連盟に交付され、同連盟は本件補助金を出場校に交付する。出場校は補助金以外にも、寄付を募るなど、自助努力もして選手団を甲子園に派遣している。具体的には、出場校が所在する各市町村の補助金、父兄やOB等による出場校に対する寄付金等により甲子園大会への派遣資金が賄われている。これらの市町村からの補助金収入や父兄等からの寄付金収入の多寡は出場校や所在市町村により開きがある。また、事業実施に必要な費用についても、派遣人数や開催日程、勝敗による滞在日数等によって変動するものであって、一律のものではない。しかるに、本件補助金は毎年度100万円を定額として交付しており、近年において額の変動は見られず、またその具体的算定方法も明確でない。</p> <p>補助額100万円が妥当であることにつき、算定方法を含めて再検討を行うべきである。</p>	<p>本件補助金は、昭和53年度から昭和60年度まで100万円であり、昭和61年度から平成16年度までは150万円、平成17年度からは100万円であった。平成22年度に、県として補助額の妥当性を検討したものの、補助額を変更する必要性はないと判断し、以降、100万円の補助金を継続している。平成29年度は高野連に対して、必要経費を表した資料を提出させるとともに、算定方法について再検討をする。</p>

警察本部

意見	改善措置
<p>174 補助金交付の相手先の明確化 (群馬県防犯協会活動補助金、281 頁)</p> <p>補助金の交付の相手方は、取扱要 綱上、「(公財)群馬県防犯協会理 事長」とされているが、(公財)群 馬県防犯協会が補助金を受領して、 補助対象事業を実施しているものと 考えられる。</p> <p>補助金交付の相手先の明確化を図 るため、法人自体を相手方と定める べきである。</p>	<p>群馬県警察関係補助金等取扱要綱を改正し、平成29年度から補助 金交付の相手方を法人とした。</p>
<p>175 概算払の必要性 (群馬県防犯協会活動補助金、281 頁)</p> <p>本件補助金は、2回概算払が行わ れ、全額の支払が行われているが、 提出された「概算払請求書」には、 概算払を求める理由として、「概算 払を受けて事業活動を実施したい」 旨の記載があるのみで、確定後の支 払では足りない理由について、記載 がなかった。</p> <p>補助金は確定後に支払われるのが 原則であり、概算払は「相当の理由 があるとき」に認められるものでは あるため、概算払を行う際には、団 体の会計状況の資料の提出を受ける などし、概算払の必要性について、 十分な確認を行って判断すべきで ある。</p>	<p>群馬県警察関係補助金等取扱要綱を改定し、平成29年度から概算 払を必要とされる時は、相当の理由を明確にすることとした。</p>
<p>176 正味財産が増加している団体 に対する補助金支出の効果の検討 (群馬県防犯協会活動補助金、281 頁)</p> <p>交付先団体の正味財産合計額は、 1億206万円(平成27年度末) であり、前年度から399万円増加 していた。正味財産のうち、895 0万円は県から拠出された基本財産 であり、原則として取り崩せず、団 体の裁量で使用できる一般正味財産 は856万円であり、補助事業を実 施するための資金は正味財産の一部 に限られている。</p> <p>補助金交付先の正味財産の状況 は、補助金支出の効果に影響を与 えることもあるので、その動向に留 意し、団体の収支だけでなく、財政 状も考慮することが望ましい。</p>	<p>平成29年度から補助金支出の効果を検討する際、正味財産の状況 を把握し、交付先団体の予算と収支のみならず、財政状態も考慮す る。</p>
<p>177 補助金交付の相手先の明確化</p>	<p>群馬県警察関係補助金等取扱要綱を改正し、平成29年度から補助</p>

<p>(群馬県暴力追放運動推進センター活動補助金、284頁)</p> <p>補助金の交付の相手方は、取扱要綱上、「(公財)群馬県暴力追放運動推進センター理事長」とされているが、(公財)群馬県暴力追放運動推進センターが補助金を受領して、補助対象事業を実施しているものと考えられる。</p> <p>補助金交付の相手方の明確化を図るため、法人自体を相手方と定めるべきである。</p>	<p>金交付の相手方を法人とした。</p>
<p>178 概算払の必要性 (群馬県暴力追放運動推進センター活動補助金、284頁)</p> <p>本件補助金は、2回概算払が行われ、交付決定額500万円のうち450万円が概算払で支払われているが、提出された「概算払請求書」には、概算払を求める理由として、「事業を円滑に推進する経費として随時支出を必要とするので概算払を求める」旨の記載があるのみで、確定後の支払では足りない理由について、記載がなかった。</p> <p>補助金は確定後に支払われるのが原則であり、概算払は「相当の理由があるとき」に認められるものであるため、概算払を行う際には、団体の会計状況の資料の提出を受けるなどし、概算払の必要性について、十分な確認を行って判断すべきである。</p>	<p>群馬県警察関係補助金等取扱要綱を改正し、平成29年度から概算払を必要とされる時は、相当の理由を明確にすることとした。</p>
<p>179 正味財産が多額である団体に対する補助金支出の効果の検討 (群馬県暴力追放運動推進センター活動補助金、285頁)</p> <p>交付先団体の正味財産合計額は、6億5628万円(平成27年度末)である。そのうち6億2631万円は県が拠出した基本財産(指定正味財産)であって原則として取り崩せず、団体の裁量で使用できる一般正味財産は2997万円であり、団体の経常費用(2794万円)からみても巨額とはいえない。</p> <p>補助金交付先の正味財産の状況は、補助金支出の効果に影響を与えることもあるので、その動向に留意し、団体の収支だけでなく、財政状態も考慮することが望ましい。</p>	<p>平成29年度から補助金支出の効果を検討する際、正味財産の状況を把握し、交付先団体の予算と収支のみならず、財政状態も考慮する。</p>
<p>180 補助金交付の相手先の明確化 (群馬県交通安全協会補助金、287頁)</p> <p>補助金の交付の相手方は、取扱要綱上、「(公財)群馬県交通安全協会理事長」とされているが、(公</p>	<p>平成28年度をもって補助金を廃止した。</p>

財) 群馬県交通安全協会が補助金を受領して、補助対象事業を実施しているものと考えられる。

補助金交付の相手方の明確化を図るため、法人自体を相手方と定めるべきである。